令和８年第１回定例会（６月議会）

建設委員会（分科会）会議の概要

書記　加藤蒼士　録

招集年月日時　令和８年６月９日(火曜日)
予算特別委員会終了後
招集場所　議事堂　建設委員会室

本定例会（６月議会）における案件（委員会）

１　議案第１４０号
秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案

２　議案第１４５号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について

３　付託案件以外の所管事項

本定例会（６月議会）における案件（分科会）

１　議案第１２９号
令和８年度秋田県一般会計補正予算（第１号）
（建設部及び出納局の関係部門）

２　議案第１３０号
令和８年度秋田県下水道事業会計補正予算（第１号）

令和８年６月９日（火曜日）

本日の会議案件

１　会議録署名員の指名
２　審査日程
３　議案第１４０号
秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明）
４　議案第１４５号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木真実
副委員長	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	加藤蒼士
議会事務局議事調査課	小寺一康

建設部建設政策課　安宅俊之

会議の概要

午前１０時５６分　開議

出席委員

委員長	鈴木真実
副委員長	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	近藤雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野優
建設政策課長	杉山明生
会計管理者（兼）出納局長	安杖一
監査委員事務局長	熊谷仁志
労働委員会事務局長	近江賢治

委員長
ただいまから、本日の建設委員会を開きます。
初めに、新任の委員会担当書記を紹介します。議会事務局議事調査課加藤蒼士書記、以上であります。
次に、会議録署名員を指名します。
第１回定例会６月議会を通しての会議録署名員には、柴田正敏委員、加藤麻里委員を指名します。
次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

建設部長
【自己紹介後、新任の説明者を順次紹介】

会計管理者（兼）出納局長
【自己紹介】

監査委員事務局長
【自己紹介】

労働委員会事務局長
【自己紹介】

委員長
次に、委員会の審査日程についてお諮りします。
審査日程案及び付託議案一覧表をご覧ください。
審査日程案について、御意見等ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長
審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありま

せんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
委員長
御異議ないものと認めます。
審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。
なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。
次に、付託議案に関する部局長説明を行います。
議案第１４０号及び議案第１４５号、以上２件を一括議題とします。
建設部長の説明を求めます。
建設部長
【部局関係説明書により説明】
委員長
以上で説明は終了しました。
本日はこれをもって散会し、６月１８日木曜日、午前１０時３０分に委員会及び分科会を開き、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査から行います。
散会します。

午前１０時５９分　散会

令和８年６月１８日（木曜日）

本日の会議案件

１　分科会会議録署名員の指名

２　監査委員事務局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）

３　労働委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項　（趣旨説明・質疑）

４　議案第１２９号
令和８年度秋田県一般会計補正予算（第１号）
（出納局の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

５　出納局関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

６　議案第１２９号
令和８年度秋田県一般会計補正予算（第１号）
（建設部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

７　議案第１３０号
令和８年度秋田県下水道事業会計補正予算（第１号）　（趣旨説明・質疑）

８　議案第１４０号
秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）

９　議案第１４５号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

10　請願第３０号
特定利用空港・港湾の指定について
（現況説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	加藤蒼士
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会議の概要

午前１０時２８分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

監査委員事務局長	熊谷仁志
監査第一課長	今田康和
監査第二課長	渡部桂
労働委員会事務局長	近江賢治
審査調整課長	加賀谷修

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会建設分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第１回定例会６月議会を通しての分科会会議録署名員には、柴田正敏分科員、加藤麻里分科員を指名します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査を行います。

監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

審査調整課長

【提出資料（２月議会報告後の審査調整等の状況について）により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

質疑を行う前に、委員の皆様に申し上げます。

先般、開催された正副委員長会議において、次の点に留意し、委員会審査に臨むこととしましたので、委員の皆様に共有いたします。

まず、議案審査においては、所管事項と混同した質疑とならぬよう、適切な範囲で質疑を行うこと、また、質疑を行う際は、持論の展開や主義、主張については、簡潔にまとめ、論点の分散を避け、円滑な質疑応答を行うこと、であります。

昨年から常任委員会審査はインターネットでのライブ配信が開始され、県民が審査の様子を目にする機会が増えております。

県民に、より分かりやすい、透明性の高い議論とするため、委員の皆様には、これらの点に留意され、円滑かつ効率的に審査が進むよう、御協力をお願いします。

また、執行部の皆様におかれましては、的確かつ簡潔に御答弁いただきますようお願いいたします。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質

疑を行います。
　質疑は、各事務局ごとに行います。
　初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。
　【「なし」と呼ぶ者あり】
委員長（会長）
　次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。
加賀屋千鶴子委員（分科員）
　最初に説明のありました、不当労働行為救済申立事件についてですが、全部救済命令が出されて、労働委員会としての扱いは終了したとのことでした。令和８年３月３０日に命令が出され、新年度に入ってから、給与や処遇改善などの労使交渉が問題なく進められていると受け止めてよろしいでしょうか。
　また、命令発出後にそうした進捗状況を調査、聞き取りする制度や仕組みはあるのでしょうか。
審査調整課長
　３月３０日に当委員会より救済命令を発出しました。その命令内容は、会社側による不誠実な団体交渉及び支配介入があった事実を認め、会社に対して、今後は誠実な団体交渉を行うこと、支配介入等を行わないこと、謝罪文書の手交と掲示を行った場合には、その履行状況を労働委員会へ報告することを命じたものです。
　３月３０日に命令書を発出し、配達記録郵便にて確認しましたところ、翌３月３１日に会社、組合双方へ届いています。その後、会社側から、４月３日に組合事務所へ出向いて文書を直接手交し、社内にも掲示を完了した旨の報告書と掲示写真が提出され、命令履行の確認を行いました。
　さらに、当委員会の自主的な取組みとして、４月上旬に職員が会社側、組合側の双方へ伺って聞き取り調査を実施しました。双方から、今後は誠実な団体交渉を進めていくとの意向を確認しており、５月中旬には第１回目の団体交渉を開催する段階まで把握しています。
委員長（会長）
　ほかにありませんか。
　【「なし」と呼ぶ者あり】
委員長（会長）
　以上で監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。
　ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前１０時３８分　休憩

午前１０時４０分　再開

　出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

　説明者

会計管理者（兼）出納局長	安杖一
出納局次長	佐藤寧
会計課長	高橋公康
財産活用課長	佐藤敬文
総務事務センター長	伊藤統子
検査課長	鳴海勝哉

委員長（会長）
　委員会及び分科会を再開します。
　初めに、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。
会計管理者（兼）出納局長
　【新任の説明者を順次紹介】
委員長（会長）
　次に、出納局関係の審査を行います。
　分科会において、議案第１２９号に関する審査を行います。
　関係課長の説明を求めます。
財産活用課長
　【補正予算内容説明書により説明】
総務事務センター長
　【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】
委員長（会長）
　以上で説明は終了しました。
　ただいまの説明及び議案に関する質疑を行いますが、執行部の皆様におかれましては、的確かつ簡潔に御答弁いただきますようお願いいたします。
加藤麻里委員（分科員）
　庶務事務システムの改修についてお伺いします。
　こちらの改修業務委託については、毎回同じ事業者に委託されていると理解してよろしいですか。
総務事務センター長
　当該システムのプログラムを作成した事業者は日本電気株式会社であり、同社と単独随意契約を締結する予定です。
加賀屋千鶴子委員（分科員）
　私からもお伺いします。
　先ほどのご説明にもありましたが、昨年も同様にシステム改修が行われていました。制度変更や税制改正があれば、それに伴うシステム改修が必要になることは理解できます。ただ、こうした改修作業を

まとめて一度に行うことはできないのでしょうか。

総務事務センター長

昨年度のシステム改修は、令和７年度税制改正に伴うものであり、今年度実施する改修は、令和８年度税制改正によるものです。したがって、一度に対応することはできないものです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

つまり、事前に将来の税制改正の詳細が分かっていれば一度に改修することも可能かもしれませんが、税制改正が年度ごとに行われるため、一括改修は不可能なのですね。

総務事務センター長

税制改正の内容は国が決定するものですので、数年先の見通しをこちらで把握することは困難であり、結果として毎年改修を行う形となっています。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、出納局関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

財産活用課長

【提出資料「取得時効による県有地の所有権移転請求について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は各課一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

２０年占有されているわけだから、県の立場は法的に非常に厳しい。こういった事例はあまり聞いたことがないが、先ほど他にも調査を進めているとの話があった。これまで県有財産として、そうした確認や実地調査といった作業は全く行われていなかったのか。それとも、これまでは調査の必要性自体がなかったのか。この事例では既に２０年が経過しているが、一般に県有財産はどう管理されているのか。

財産活用課長

まず、過去に同様の事案があったかについては、同様の事案の記録が残っておらず、過去にはなかったと認識しています。

財産活用課が所管する県有未利用地については、１，１００を超える筆数を管理しています。それらのうち、売却予定地や貸付地、あるいは近隣住民の皆様から除草等の要望があった土地については定期的に現地巡回を行っています。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、その他の数多くの未利用地について、その全てを日常的に現地調査することは物理的に困難であることが実情です。そのため、本件と同様の事例がほかにあるかどうかについて、現在、調査を進めているところです。

加藤鉱一委員（分科員）

いずれにしても、本件は法的にどうしようもないことだから、諦め――所有権移転を認める方針だと資料に書いてあるが、これはどうしようもない。ただ、県有財産に関する事案だからね。

これから一千何百筆の未利用地を調査していくとのことだが、具体的にどのように調査を進めるのか。

財産活用課長

全ての土地を一気に調査することは難しいため、今回のケースと類似する条件に絞り込んで調査を行ってまいります。

具体的には、財産活用課所管の宅地で、特にこうした越境事案が発生しやすいと思われる秋田市内の土地を中心に絞り込みを行います。そこから既に貸し付けている土地や売却予定地を除いて、残った土地について法務局から登記事項証明書や公図等を取り寄せます。それらを住宅地図や航空写真と突き合わせながら越境の疑念がないかを精査し、懸念がある箇所については、必要に応じ現地調査を実施する手順で進めているところです。

加藤麻里委員（分科員）

私からもお伺いします。

実はこうした事例は、よくある話だと感じています。例えば、県道の脇に農地がある場合、基盤整備を行う際に、自分の農地だと思って長年耕してきたが、県道脇から少し農地に入ったところまで県の所有地だったと判明して戸惑ったり、県道の拡幅工事の際に、住宅敷地の一部が県有地だと判明したりするケースです。

しかし、県民が２０年以上そこに居住されたり耕作されたりしていた場合、今回と同様の請求をしなければどうなるのだろうと思いました。長年、自分の農地だと思って耕してきた、または自分の土地だと思って使用してきた土地が、実は県有地だったと判明し、道路拡幅等で立ち退きを求められた場合、どういった扱いになるのでしょうか。

判明した段階で所有権の移転を請求すれば、これまで使用していた部分の土地が自分の所有になるのか、やはり請求をしなければ自分の土地とは認められないのか、その辺りを教えていただけますか。

財産活用課長

資料にお示ししたとおり、民法第１６２条第１項において、２０年間、所有の意思をもって、平穏に、

かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得すると規定されています。

したがって、実際はケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、単に２０年が経過した事実だけでは、時効の援用には……

【何事か呼ぶ者あり】

出納局次長

時効期間が経過しても、所有権自体はまだ本来の所有者に残っています。

長年占有してきた方が、時効を援用したいと、裁判所に申し出て、初めて問題となります。実際の判断に当たっては、裁判所が、その土地が長年どう占有されてきたのか、精査することになります。長期間にわたり放置されていたか、公共用財産としての機能が失われているか、また、設置目的が害されることなく個人が公然と占有してきたか、といった要件を裁判所が審理し、時効援用を可と認めた場合に所有権が移転します。

今回の県の事案については、完全に民法上の取得時効の要件を満たしてしまっていましたので、所有権移転を認める判断に至った次第です。したがって、農地等の場合でも、どういった占有状況であったかを裁判所等へ申し出て時効を援用する手続きが必要になってまいります。

加藤麻里委員（分科員）

分かりました。県道拡幅の際などにも、家屋の３分の１ほどが実は県の用地に掛かっている等のケースがあり得ますよね。そうした際にも、しかるべき手続きや問い合わせをすることになるのですね。

出納局次長

ご認識のとおりです。占有者側に、この土地を自分のものにしようとする意思や裁判所等への申し出がなければ時効は完成せず、原則として国や県へお返しいただくことになります。しかし今回のように、相手方が時効援用の主張をされた場合は、民法上の権利として守られているため、所有権移転を認めざるを得ないことになります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほど、財産活用課が管理している県有未利用地が１，１００筆以上あるとの話がありましたが、その中で実際に貸し付けている土地などの内訳の数字はまだ把握していませんか。

財産活用課長

先ほど申し上げた、１，１００筆以上は、財産活用課が所管する普通財産の総筆数です。そのうち、宅地は１１２件あり、筆数としては１９２筆あります。

そこからさらに秋田市内の住宅地等に条件を絞り込みましたところ、該当する宅地は２６件６４筆あり、貸付地が２４件３２筆、売却予定地が１件１筆ありました。この６４筆については、法務局から登記事項証明書を取り寄せ、現在詳しく中身を調査しているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

対応方針として、所有権移転を認める以外ないと私も思います。

ただ気になる点として、２０年が経過する前に、お宅の駐車場が県有地に越境して建っていますよと気づくきっかけはなかったのでしょうか。資料では２０年以上となっているので、いつから占有状態だったのか分かりませんが、長年にわたり適正な管理が行われてこなかったことは事実としてあると思うので、今回の件を教訓として、管理体制を整えるべきだと感じます。

先ほど加藤麻里委員も指摘されたように、同様の事例は、公共事業の関係で、道路や田んぼなどについて、やはり生じるものです。しかしながら、そうした場合、地域の中での不幸なトラブルにつながりかねません。県が管理すべき財産については適正に管理し、トラブルを防ぐ取組みを、この際やるべきだと感じましたので、意見として述べさせていただきます。

会計管理者（兼）出納局長

ご指摘のとおり、県有財産の適正管理は極めて重要であり、２０年以上もの間見落としてしまったことについては、これまでの管理の甘さがあったと思います。

今後は本件を大きな教訓とし、人手や予算の制約がある中でも、あらゆるツールを活用して絞り込み、効率的な管理を行ってまいります。

なお、県道等の敷地については、各部局が所管していますので、今回出納局で発生した事例を共有し、注意を促してまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

提出資料に、自家用車庫の建築以降、固定資産税を課税されており、と記載されていますが、これは所有者本人が税金を納め続けていたのでしょうか。

財産活用課長

建物に関しては固定資産税が掛かっていましたので、所有者の方が納付されていました。

鈴木真実委員（分科員）

土地に対する課税状況はどうなっていたのでしょうか。

財産活用課長

当該敷地には２つの筆がまたがっていました。母屋が建っている土地はご本人の所有地であり、その附属物として県有地側に車庫が建っている状態でした。車庫自体は登記がありませんでしたが、母屋の附属建物として市町村の固定資産課税台帳に記載されていたため、固定資産税の納税通知書にもその旨

が記載されていました。

鈴木真実委員（分科員）

そうした事情もあって、長年発見しづらかった、と理解してよろしいでしょうか。

財産活用課長

ご認識のとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

資料の対応方針の最後に、今後は現地調査や法務局の登記事項証明書等による確認を進めるとあり、まずは秋田市内の宅地を優先して調べていくとのことですが、具体的な今後の調査スケジュールや作業マニュアルの策定については、どのように進めるつもりでしょうか。

財産活用課長

まずは現在絞り込んでいる秋田市内の宅地をベースに具体的な事例を把握した上で、その他の市町村や除外していた土地についても、調査の必要があると判断したものから順次現地調査等を進めてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

本件の対象は県有地ですから、県有財産に関する問題でもあるわけです。資料からは、訴訟になっても勝てないから仕方ないとも受け取れますが、まずは秋田市内の調査スケジュールをしっかりと立てて実施していくべきだと考えます。何もやらなければ、我々議員も分からないわけですから、委員会としても、そうしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

財産活用課長

今回の事案については、県有財産管理の観点から非常に重く受け止めています。具体的なスケジュールを今すぐお示しできればよいのですが、現在作業を進めている最中ですので、整理がつき次第きちんとしたスケジュールを立てて実施してまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

こうした事案が発生したので、頑張ります、やりますとお話されるのは分かります。ただ、今後の具体的な進め方やスケジュールが全く示されていないので、我々に伝わってきませんし、県民にも説明ができません。会計管理者から、その辺りお聞かせください。

会計管理者（兼）出納局長

現在、対象物件の絞り込み作業を進めているところです。今お話ししたとおり、絞り込みの結果は、秋田市以外の市町村にも展開してまいります。この作業自体については、年内に完了する方向で進めてまいります。

鈴木真実委員（分科員）

確認します。全県の宅地調査作業を年内に完了させる方向だと理解してよろしいでしょうか。

会計管理者（兼）出納局長

リスクが最も高い、宅地に絞った調査作業については、年内の完了を目指したいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

県内の各市町村なども、作業マニュアルみたいなものを作成していかないと動きようがない気がします。その辺りを確立させて実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

会計管理者（兼）出納局長

公図や土地の登記事項証明書などの関係書類や、航空写真を使用する等の手順、手法は、今回の事案を機に考えたものです。今回の手順を改めて整理し、今後、進めてまいりたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前１１時　９分　休憩

午前１１時１２分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	近藤雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野優
建設政策課長	杉山明生
技術管理課長	千葉政幸
都市計画課長	佐藤節子
下水道マネジメント推進課長	熊谷聡
道路課長	柿崎誠治
河川砂防課長	草彅克昌
港湾空港課長	長岐健
建築住宅課長	土橋吉秀
営繕課長	経徳康之

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。
初めに、定期人事異動に伴い、執行説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

建設部長

【新任の説明者を順次紹介】

委員長（会長）

次に、建設部関係の議案に関する審査を行います。議案第１４０号及び議案第１４５号、以上２件を一括議題とします。
また、分科会では、議案台１２９号のうち、建設部に関係する部門及び議案第１３０号の審査を行います。
関係課長の説明を求めます。

建設政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

下水道マネジメント推進課長

【議案〔１２〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

道路課長

【補正予算内容説明書により説明】

河川砂防課長

【議案〔１２〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

港湾空港課長

【議案〔１４〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

建築住宅課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。
審査の途中ですが、ここで、昼食のため休憩します。
再開は午後１時３０分とします。

午前１１時４８分　休憩

午後　１時２７分　再開

出席委員（分科員）
　　休憩前に同じ
説 明 者
　　休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。
休憩前に引き続き、建設部関係の議案に関する審査を行います。
午前中の説明及び議案に関する質疑を行いますが、執行部の皆様におかれましては、的確かつ簡潔に、御答弁いただきますようお願いいたします。
質疑は、各課ごとに行います。
初めに、建設政策課関係について質疑を行います。
【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、下水道マネジメント推進課関係について質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

委員会資料６ページにウォーターＰＰＰの説明において、維持管理と更新の一体マネジメントとあります。メリットとして挙げていますが、ここでいう更新とは、例えば１０年間の契約期間内においての更新を意味するのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

今回の維持管理と更新の一体マネジメントにおいては、契約期間自体は１０年間となっております。この１０年間で点検、調査を行い、その結果を踏まえて改築、更新の計画案を策定します。したがって、１０年間の業務の中に、１０年後以降の改築、更新の計画案の作成も含まれる予定です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうだとすると、今回１０年の契約を結んだ受託業者が、１０年経過後も引き続き管理や運営を担っていくことになりますか。

下水道マネジメント推進課長

１０年経過後において、同様の管理・更新一体マネジメント方式を継続するかどうかは、現時点では未定です。ただ、今後も、こうした体制で点検調査や計画策定を行い、さらには工事発注支援や施工管理まで含めた形へ発展していく可能性も視野に入れています。

委員長（会長）

加賀屋委員の質問趣旨は、１０年間の契約期間中は同じ委託業者が担当するのかだと思いますので、そちらについて回答をお願いします。

下水道マネジメント推進課長

失礼しました。おっしゃるとおり、１０年間の契約期間中は同じ受託業者が業務を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの説明だと、１０年経過後も同じ業者が受託する可能性が高いのかなと受け取れたのですが、そこはまだ決まっておらず、現段階では何とも言えませんか。

下水道マネジメント推進課長

１０年後の体制については今後さらに検討を進めてまいりますので、どういった体制になるかは今後、検討する予定です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

どういった体制になるかとは、どういった内容を想定されているのですか。

下水道マネジメント推進課長

今回お示ししているものは、臨海処理区の下水道管路のみを対象としておりますが、将来的に処理場まで含めるのか、あるいは県南や県北など全県規模に拡大していくのかも含めて模索している段階ですので、現時点で確定的なことは申し上げられない状況です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。ただ資料にもありますが、国も推進している、ウォーターＰＰＰのそういう前提――そういう方向に進む形で検討を進めていくことになるのですよね。

下水道マネジメント推進課長

国の方針としては、令和１３年度までに全国で下水道分野におけるウォーターＰＰＰの実績を１００件作る目標が掲げられています。したがって、本県においても、現在は臨海処理区の下水道管路のみですが、今後は処理場や県南、県北地域への展開についても検討を進めてまいりたいと考えています。

委員長（会長）

進行上の整理をさせていただきますが、資料の６ページにある、更新支援型の説明は、５ページの補足説明と理解してよろしいですね。

下水道マネジメント推進課長

ご認識のとおりです。５ページの補足……

委員長（会長）

そうであれば、５ページの内容にかみ合うようにお答えいただければと思います。

下水道マネジメント推進課長

５ページの記載内容については、臨海処理区における今後１０年間の契約内容をご説明したものです。その上で、今後の展望としては、今回の１０年間は改築・更新計画案の作成までですが、将来的には、工事の発注支援等まで含めた形へ拡張することを検討してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

５ページの記載から、県と関連する７市町村が一体となって契約を結ぶことになるわけですよね。

そのメリットとして、効率的かつ効果的な維持管理・更新や、市町村において技術職が不足していることを受けて、負担軽減と効率化を目指す考えから、新技術や民間のノウハウの活用による担い手不足への対応が挙げられています。

技術職が不足している現状においては、こうした外部委託が一番の対策になるのかもしれません。しかし、行政として、人手が足りないから民間委託に頼るだけで良いのか、問題意識も残ります。

行政内部で技術職を育成、確保していく視点を持って取り組むことも必要ではないかと思いますが、その辺りについて、県と市町村との間ではどういった協議がなされているのでしょうか。協議がされていないとしたら、県としてはどう考えているのか、お知らせください。

下水道マネジメント推進課長

今回の事業スキームでは、市町村が県へ負担金を支払った上で県が一括して民間事業者へ委託する形を採ります。

資料上には記載していませんが、業務の履行監視について、令和５年度に設立しました、株式会社ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが担い、市町村に対する技術支援を行う予定です。

したがって、市町村が受託者へ直接指示、業務を履行してもらう形にはなっていますが、市町村に丸投げにするのではなく、業務の打合せや指示出しにＯＮＥ・ＡＱＩＴＡと県が入り、履行確認や技術的な助言を行うことで、丁寧に技術支援をしてまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

確認ですが、例えば今回の対象７市町村のどこかで具体的な工事発注が必要となった場合、契約している民間事業者が工事発注まで行うことになって、市町村はそこにどう関わることになるのですか。

下水道マネジメント推進課長

今回の更新支援型の事業範囲は、あくまでも改築・更新計画案の作成までとなっています。そのため、工事の詳細設計や工事発注手続きについては、各自治体が自ら行うことになります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。市町村が関わらないことになるわけではなく、詳細設計や工事の発注・契約手続きは各市町村が行うのですね。

下水道マネジメント推進課長

ご認識のとおりです。

加藤鉱一委員（分科員）

ウォーターＰＰＰ、レベル３．５についてですが、国でも市町村の技術職が不足していくだろうと見込んでいて、今回、県がこうした制度やスキームを設定したわけですよね。その背景は理解できます。

ただ、最終的に各工事の発注を行うのは各市町村でありながら、県全体で１０年間にわたり２６億５，４００万円余りの債務負担行為を設定するわけですが、通常、この手の委託契約は５年程度が一般的かと思います。なぜ今回は１０年と設定しているのでしょうか。５年では駄目で、１０年とする根拠を教えてください。国が１０年と示していたりするのですか。

下水道マネジメント推進課長

契約期間を１０年としている理由については、国が示しているウォーターＰＰＰの基本方針において、原則１０年とされているためです。

加藤鉱一委員（分科員）

市町村が単独で全体の管理や様々な設計を行うよりも、技術職が不足している現実があるからこそ、ウォーターＰＰＰがそれを担って、工事発注自体は各市町村がそれぞれ行う仕組みなのですよね。

そこで気になるのがコスト削減効果です。約２６億円の債務負担行為を設定しようとしていますが、ウォーターＰＰＰを導入しない場合、どのくらい掛かるのか積算していて根拠は当然あるわけでしょう。どの程度の効果を見込んでいますか。

下水道マネジメント推進課長

臨海処理区における包括的民間委託については、令和４年度から順次進めてまいりました。今回提案させていただいたのは第３期目の契約となります。

当初の第１期目の導入時に試算した結果によりますと、従来の個別委託と比較して約１０％のコスト縮減が図られる見込みとなっていました。その際は維持管理業務のみが対象でしたが、今回の第３期からは新たに設計業務も含まれることになります。民間企業が持つ最新技術を活用することで、さらなるコスト削減効果が期待できると考えています。

さらに本事業にはプロフィットシェアの仕組みが組み込まれており、民間企業の工夫によって更なるコスト削減が達成された場合には、その削減利益を官と民で分け合うスキームとなっています。

加藤鉱一委員（分科員）

この業務を受けられるのは、基本的にはＯＮＥ・ＡＱＩＴＡしかないでしょう。

下水道マネジメント推進課長

今回の業務を受託するのはＯＮＥ・ＡＱＩＴＡではなくて、下水道管路の維持管理を行っている民間事業者や、改築・更新計画（案）の作成を担う建設コンサルタント会社などを予定しています。

ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡについては、受託した民間事業者が計画通り適切に業務を遂行しているかどうかを監視する役割を担うことになります。

加藤鉱一委員（分科員）

整理させてください。設計監理などの業務はこのウォーターＰＰＰを通じて民間事業者が受託し、実際の工事の発注は各市町村がそれぞれ行う。そして、受託した民間企業が適切に管理やコスト削減を行っているかをＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが監視すると理解してよろしいですか。

下水道マネジメント推進課長

実際のコスト削減については、受託した民間企業が自社の技術を用いて図るものですので、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡがコスト削減の部分まで関与するわけではありません。あくまで業務が適切に履行されているかを監視する役割を担うものです。

加藤鉱一委員（分科員）

なるほど。では、今回債務負担行為として計上されている約２６億５，４００万円についてですが、これは１０年間の途中に、２年ないし４年程度のスパンで見直しを随時行っていく前提なのでしょうか。先ほど、下水道マネジメント推進課長が市町村等と様々協議するとお話されていましたが、コスト上昇等に伴う協議や見直しを行う考えですか。

下水道マネジメント推進課長

おっしゃるとおり、近年はコストが毎年上昇しておりますので、必要な見直しを図りながら運用していく予定で考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

分かりました。つまり、今回の約２６億５，４００万円は、現時点での物価推移に基づく１０年間の見込額であり、今後の物価変動や各年度の実情に合わせて見直しを行い、市町村からの負担金等で調整していくと理解してよろしいですね。

下水道マネジメント推進課長

今回の約２６億５，４００万円については、基本となる業務量を積み上げた金額に加え、今後の物価上昇分を見込んだ上で計上した金額となっています。

鈴木真実委員（分科員）

確認させてください。

先ほどのお話の中で、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが関わってくると説明がありました。しかし、資料の５ページにある、事業スキームにはＯＮＥ・ＡＱＩＴＡについての記載が一切ありません。これは記載する必要がないものなのでしょうか。ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡに対する費用等は発生しないのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡとの契約については単年度ごとの契約となるため、今回の債務負担行為のスキーム図にはあえて記載していませんでした。

鈴木真実委員（分科員）

それでは、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡへ支払う単年度の委託予算は、我々がいつ審査したものでしょうか。それとも、これから審査されるものなのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡとの委託契約は来年度になりますので、来年度の当初予算案に計上し、審査いただく予定としています。

加藤麻里委員（分科員）

資料６ページにある、レベル３、レベル３．５、レベル４とは、どういった意味でこのように分けられているのでしょうか。

また、今回、レベル３．５の更新支援型を採用された理由について教えてください。ほかにも更新実施型やコンセッション方式などの選択肢がある中で、どういった経緯から３．５にしようと判断されたのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

レベル区分については、国が定めた包括的民間委託のレベル分けとなっています。

具体的にはレベル１から順に定義されていまして、まずレベル１は、資料の左側に記載のある、通常の水質管理、運転操作及び保守点検が該当します。続くレベル２になりますと、ユーティリティ調達・管理とありますが、電力や燃料、薬品等の購入及び調達までを民間で行う内容となります。レベル３では、さらに修繕業務の実施までを民間事業者が行えるようになります。そして今回採用したレベル３．５は、さらに踏み込んで、改築・更新計画（案）の作成や工事の発注支援や施工管理までを業務範囲に含めた区分となっています。さらに、レベル４となりますと、施設の運営権を民間事業者に設定する、コンセッション方式を指します。

今回、レベル３．５を採用した理由については、水の官民連携、ウォーターＰＰＰの対象となるのがレベル３．５及びレベル４であるためです。

国の方針として、令和９年度以降の下水道管路の改築・更新事業において、交付要件としてウォーターＰＰＰの導入が位置付けられています。本県においても、この交付要件を満たすために、今回レベル３．５で議案として上げさせていただいた次第です。

加藤麻里委員（分科員）

すると、国から支援を受けるためにレベル３．５にしたと理解していいですか。

下水道マネジメント推進課長

ご認識のとおりです。

加藤麻里委員（分科員）

大曲及び横手処理区や米代川流域下水道などの指定管理については、指定期間が５年間となっていますよね。こちらは、今回の５年間の指定管理期間が終了した後、次回の更新時にはレベル３．５へ移行していく可能性もあるのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

今回の指定管理の指定期間については、先行して２年前に臨海処理区の第５期指定管理契約を締結しており、その満了時期である令和１３年と合わせる形で設定しました。将来的には、これらの処理区についても、ウォーターＰＰＰの導入を視野に入れながら、検討してまいりたいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

今回は５年間の指定管理ですが、次回はウォーターＰＰＰへの移行も視野に入れて検討していくのですね。そうすると、今回１０年間の長期契約を結ぶこととしている臨海処理区についても、将来的にはレベル４へ移行していくことを視野に入れていると考えてよろしいのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

レベル４のコンセッション方式への移行については、今のところ考えていません。

加藤鉱一委員（分科員）

今質疑のあった債務負担行為の金額について、大体１８億円で、これは令和９年度から５年間の債務負担行為だよな。たしか前回も同じく５年間の契約で実施していなかったか。前回の金額と比較して、今回の金額はどのくらい上がっているの。大体同じような規模なのか、それとも大きく増減しているのか。積算根拠などあれば。

下水道マネジメント推進課長

県北地域においては、昨年度と比べて大体２割増えています。

加藤鉱一委員（分科員）

県南は。

下水道マネジメント推進課長

県南地域においては、６％増えています。

（※１７ページで発言訂正あり）

加藤鉱一委員（分科員）

分かった。県北が約２割増えていて、県南が約６％増えていると。処理区域内の人口が減少していく中で設定額が２割増えるとなると、結局のところ、増えた経費の分だけ住民の負担に跳ね返ってくることにならないか。受益者負担の考え方からして、そうした影響はないか。

建設部長

県の流域下水道事業においては、広域化、共同化の推進により、農業集落排水や市町村の公共下水道を県の流域下水道へ接続してまいりました。その結果として、これまでは処理量が増加してきており、維持管理の経費も増えてきています。

しかしながら、管理経費が増えたからといって、住民個々の使用料負担が直ちに増える状況には至っていません。将来的に人口が増えていけば、そうした懸念も生じる可能性もありますが……

【「人口が減れば」と呼ぶ者あり】

（※同ページで発言訂正あり）

建設部長

人口が減っていけば、ですね。人口減少が進めばそうした負担増の懸念も出てまいりますが、現段階においては、広域化のメリットの方が非常に大きいと認識しています。

（※同ページの発言を訂正）

加藤鉱一委員（分科員）

農業集落排水や特定環境保全公共下水道などが新たに処理区へ加入してきたわけだ。最終的な下水道使用料は市町村の条例で定めるが、広域化によって効率化し、料金の値上げを抑えて現状維持を図っていくと。そうした形で広域化を進めることが、結果として県民にとってメリットになっているのだと理

解した。

今回質問したのは、前回の契約と比べて、なぜ増額しているのか疑問に思ったからだが、その背景が説明を聞いて分かった。

下水道マネジメント推進課長

先ほどの答弁の補足ですが、県北地域においては前期と比較して流入量自体も約２割増加しています。人口自体は減少傾向にありますが、先ほど部長からも説明がありましたとおり、農業集落排水の統合やし尿処理施設の接続が進むことにより、流入量は増加する見込みです。

（※１７ページで発言訂正あり）

委員長（会長）

すみません。し尿処理施設が何とおっしゃったのですか。

下水道マネジメント推進課長

し尿処理施設が下水処理場に接続されて、その分流入量が増えていると。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

すみません、資料には導入によるメリットが様々記載されていますが、ウォーターＰＰＰを進めていく上でのデメリットはないのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

民間事業者へ業務を委託することに伴い、まずは自治体職員の技術力低下が懸念されます。しかしながら、先ほどご説明しましたとおり、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが協議の場に入り、技術指導や履行監視を行うことで、職員への技術継承は十分に図れると考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

もう１点、今の関連で、先ほど、直近では広域化により流入量が増加しているものの、将来的には人口減少に伴って下水道料金が上がっていく可能性もあるとのお話がありました。

そうした中で民間企業に事業を委託した場合、民間企業としては受託金額の範囲内で自社の利益を出そうと考えるかと思います。そこがまさに行政と民間の違いだと思います。

もちろん信頼できる事業者に委託されるとは思いますが、利益追求を優先するあまり、極めて高い公共性が求められる下水道事業において、住民の皆様の生活環境や安全が脅かされるような事態に陥らないか、非常に心配されるところです。そうしたリスクを防ぎ、公共性と安全性を担保するものは何なのでしょうか。私たちは何を基準にチェックしていけば良いのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

民間事業者の業務遂行については、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが履行を監視し、定められたとおりに業務が執行されているかを確認します。したがって、おっしゃる懸念が発生することは考えていません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今の説明で仕組みとしては理解しました。そう言われても完全に不安が晴れるわけではありませんが、分かりました。

それからもう１点、市町村職員の体制不足や技術不足をＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが支援していく方向で頑張っていることは分かります。しかし、市町村自身が技術力を身につけていくことも必要なのではないかとも思います。

これは県が主体的に考えるものではないのかもしれませんが、市町村との協議の場において、お互いに技術力を高める方向へ向かっていこうと、共通の目標や方向性を確認し、進まなければならないと考えます。この点に関するお考えをお聞かせください。

下水道マネジメント推進課長

市町村における技術力の低下については、県としても懸念しています。そのため、県としては、毎年２回ほど、市町村職員を対象にした各種研修会や勉強会を開催しながら、国の制度動向の共有も図っているところです。

また、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡを通じて、実際の業務委託や履行チェックの現場に市町村職員が一緒に入ることで、技術力の向上にも引き続き努めてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

加賀屋委員と異なる視点から、お伺いします。

先ほどから広域化のメリットについて主張されていますが、仮にこの５ページにある関連７市町村がそれぞれ個別で業務発注や事業者との交渉を行った場合、各市町村に大変な事務負担が発生し、費用も生じるとなれば、巡り巡って住民の負担増につながってしまう構造が生じるのではないでしょうか。だからこそ、県と関連７市町村が一体となって広域化を推進されているのだと受け止めています。

例えば、１０年周期などの更新や契約手続を各市町村が個別に行うとなると、それだけ県民、市民のコスト負担や手間がかさんでしまいますので、そうした事態を防ぐための取組みであると理解しているのですが、いかがでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

ご認識のとおりです。現在、市町村においては、下水道担当の技術職員が１名ないし２名で対応しているのが実情です。

また、これまで各市町村で業務を受注していた地元の民間業者においても高齢化が進み、後継者不足から廃業されるケースが出てきています。その場合、各市町村が単独で新たな委託先を探すこと自体が困難になってまいります。

そうした中で、こういった広域的な取組みを行う

ことで、新たな事業者が参入しやすくなり、下水道事業を継続させることができるメリットもあります。

加藤麻里委員（分科員）

１０年にわたる長期契約となることについて、先ほど、加賀屋委員からも懸念が示されましたが、仮に受託業者が極端な利益優先に走り、適切な業務履行がなされていないと判断される事態が生じた場合、契約期間中であっても途中で委託契約を解除することは可能なのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

１０年の長期契約ではありますが、契約期間中に受託業者が廃業になった場合への対応策として、本事業はＪＶでの契約を想定しています。したがって、構成企業間で補完できなくなる、または、業務の継続が困難となった場合においては、協議に基づき、契約を途中で解除するといった措置も考えられます。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、道路課関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

それでは、河川砂防課関係について質疑を行います。

加藤鉱一委員（分科員）

海岸防災対策事業の予算として、２，０７０万円が計上されていて、これは恐らく、潟上市の出戸浜における砂浜侵食に関する要望を受けて計上されたものだと思うが、この約２，０００万円は、調査設計費と捉えていいのかな。

河川砂防課長

出戸浜海水浴場の人工リーフについては、おっしゃるとおり、砂浜の後退が深刻化していることから要望を受けたものです。そのため、今年度から工事に向けた調査設計に着手するための予算となっています。

加藤鉱一委員（分科員）

私の経験だが、旧岩城町の道川海水浴場を整備した際にも人工リーフを設置した。人工リーフとは要するに消波ブロックでしょう。親水護岸ではなく、ブロックを想定しているのだよね。

河川砂防課長

今回の事業については、既存の人工リーフを若干かさ上げし、劣化した部分を補う計画です。

加藤鉱一委員（分科員）

では、沖合のブロックの高さを上げるの。

河川砂防課長

資料７ページの左下に写真を掲載していまして、沖合に２つ並んで映っているものが既存の人工リーフです。これらは普段、水面下に隠れている構造物です。

加藤鉱一委員（分科員）

写真を見て、水中に沈んでいるタイプの護岸なのかなと思った。

この工法は、一時県内でも波を抑えるために採用されたが、日本海の波に対しては消波効果が不十分だったため、由利地域ではきちんと波を抑えられるように消波ブロックの積み上げへと見直された経緯がある。

ただ、消波施設を沖合に設置して砂を付け過ぎてしまうと、広がり過ぎた砂浜が熱を持って、夏場に海水浴へ来た方が、熱すぎて素足で海まで歩けないといった別の問題が生じたことがあった。

したがって、単に砂を付ければ良いと安易に沖へ設置すると、砂が付き過ぎてしまうリスクがある。今回は、沈んでいる護岸では効果が薄いため、天端を上げる設計を組むのだと思うが、砂の堆積具合もよく考えて進めていただければ、非常に効果的な対策になると思う。

河川砂防課長

今年度調査設計を実施しますので、その中でその辺りも、ほかの事例も含めまして、検討してまいりたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

檜木内川に係る災害関連事業及び過年発生土木災害復旧事業において、輪中堤等を整備する旨のご説明がありました。整備にあたり、場所によっては盛り土ではなく、コンクリート構造にする箇所もあるとのことでしたが、どういった条件だとコンクリート構造が選択されるのでしょうか。

河川砂防課長

提出資料７ページの右下にイメージ図を掲載しています。輪中堤の場合は、幅が広いスペースが必要となります。しかしながら、現場付近に既存の道路や住宅が近接しているなど用地的制約がある場所については、十分な敷地が確保できません。そうした場所においては、幅をとらないコンパクトなコンクリート擁壁を採用する形で計画しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうした制約ももしかしたら出てくるのかもしれません。ただ、今回の対象地区は、いずれも秋田内陸縦貫鉄道の車窓からも見える範囲かと思います。周りに山々や豊かな自然が広がる地域において、目立たないかもしれないとはいえ、コンクリート構造物が設置されるのは景観上あまり好ましくないのではないかとも感じます。そうした景観面への配慮や工夫はしていただけるのでしょうか。

河川砂防課長

今回の特殊堤の高さが、場所にもよりますが、１

メートルから１メートル５０センチ程度の高さとなりますので、景観を大きく損ねたりするほどのものにはならないものと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。大前提となるのは、住民の安全を守り、家屋浸水被害を防ぐことでありますが、可能な範囲で周囲の自然環境や景観にも配慮しながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

河川砂防課長

地元の皆様へも丁寧に説明しながら、早期復旧に努めてまいりたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、港湾空港課関係について質疑を行います。

加藤鉱一委員（分科員）

資料１２ページにある秋田空港駐車場の向かい側にある雪捨て場についてですが、昨年の委員会でも道路の向かい側に排雪できる場所があるのではないかと指摘した経緯があります。

今回の資料にある、除排雪体制の整備は、まさにその向かい側にある公園緑地などのスペースを活用し、冬季の駐車場稼働率を現在の５割から８割へ引き上げることを考えているのでしょうか。

港湾空港課長

ご認識のとおりです。向かい側に約４，０００平米の排雪スペースを新たに確保することにより、冬季の駐車場稼働率を５割から８割程度まで引き上げることを目指すものです。

加藤鉱一委員（分科員）

あそこは公園敷地です。所管は都市計画課になるのかもしれませんが、同じ建設部内ですので調整や活用はスムーズにできるでしょうね。スペースが増えて冬場の駐車場稼働率が上がること自体は非常に良いと思います。

それから、今回横断歩道の設置整備まで検討していただいていますが、あの道路は手前から直進してきてカーブする形状になっており、ドライバーが案外スピードを出してシューッと通る場所でもあります。

横断歩道をこのカーブのすぐ近くに設置すると、少し危険ではないかと感じます。横断歩道整備箇所の赤い丸は、資料図面上のイメージ表記であり、実際の設置位置はもう少し右側へずれるのかもしれませんが、せっかく設置する横断歩道ですので、歩行者が危険にさらされないように設置場所をよく考えていただきたいと要望しますが、いかがですか。

港湾空港課長

横断歩道の設置場所については県警察と十分協議を重ねて決定した位置でして、横断歩道の手前などに注意喚起看板を設置するなどの安全対策をとった上で整備を進めてまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

委員会資料の９ページについてお伺いします。写真等を見ますと、この箇所はまだ海ですよね。今回このタイミングで補正予算を計上したのは、どういった事情からなのでしょうか。

港湾空港課長

こちらの現場については、現在も工事が進行中であり、今年度１０月以降に新たな工程へ着手する予定となっています。

本事業箇所は県としても最重要の整備箇所として位置づけており、国に対しても優先的な予算配分を強く要求してまいりました。その結果、非常に稀なケースではありますが、国の内示において要望が十分に加味され、６億円の要望額に対し、７億５，０００万円の配分がなされました。それに伴い、増額分を今回６月補正予算として計上させていただいた次第です。

鈴木真実委員（分科員）

秋田空港駐車場の障害者割引について、資料の各所に、障害者等と記載があり、また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等とも記載されていますが、この等に含まれている具体的な意味合いは何でしょうか。

港湾空港課長

ただいまの等については、戦傷病者手帳を意味しています。羽田空港、成田空港、県営名古屋空港など他県の空港の割引対象動向を調べましたところ、戦傷病者手帳も対象とされていたことから、本県においても同様に対象へ含めた経緯があります。

鈴木真実委員（分科員）

旧軍人軍属であった方で公務上の傷病を負われた方が所持されている手帳ですね。理解しました。

それから、１２ページの対応状況（１）に令和８年７月１日から施行するとあり、これは昨年１２月議会で条例改正された値上げ分だと思いますが、一方で資料の右側には、障害者割引の導入に向けた施行予定日が７月１０日と記載されています。

この文面通りに受け取ると、７月１日の料金改定から７月１０日の条例施行までの１０日間だけは、障害者割引が適用されず高くなってしまうことになるのでしょうか。

港湾空港課長

駐車場料金自体の改定は、昨年１２月議会での可決に基づき７月１日から施行されます。

一方、本議会に上程しています、障害者割引の条例改正案については、今議会のスケジュールでいく

と、７月３日の採決で可決いただくと仮定し、法制上の手続きから７月１０日の施行を予定しています。

しかしながら、７月１日の料金改定と同時に障害者割引をスタートさせるため、条例が施行されるまでの間である７月１日から９日まで、及び１０日の朝８時半までについては、規則にて対応する予定としています。

鈴木真実委員（分科員）

つまり、県としては、障害者割引の導入についても７月１日からスタートできるよう、規則で対応したいと理解してよろしいでしょうか。

港湾空港課長

ご認識のとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。条例施行までの間を規則で対応する手法は、過去にもよくある事例ですか。

港湾空港課長

秋田県田沢湖スキー場条例やあきた芸術劇場条例などの県有施設に係る有料駐車場に関する規定がある条例において、使用料の減免といった公権力の行使は、知事または委任を受けた県職員のみが行うことができる規定となっています。

指定管理施設であれば指定管理者に減免の判断を委任できますが、秋田空港駐車場については民間事業者へ委託して守衛を配置している形態となります。そのため、７月１日から１０日朝までの間は、県職員を配置し手帳等を目視で確認して減免判断を行う形を採り、規則で対応するものです。

なお、資料１２ページ記載に記載のある、９月１２日開催の空の日まつりにおける駐車料金免除についても、同様に規則で対応することとしています。

鈴木真実委員（分科員）

（４）の②イベント参加者の駐車料金免除についても、規則で対応するのですね。その適用する規則の名称は何でしょうか。

港湾空港課長

正式名称は、秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則案でして、現在、行政経営課文書法務室法制チームと協議を行っているところです。

鈴木真実委員（分科員）

そうしますと、６月３０日までに法制チームと協議して完備するスケジュールですね。

港湾空港課長

現段階では、内部手続きとして、知事決裁の段階まで進んでおり、間もなく承認される見込みです。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。７月１日の料金改定と同時に割引も適用されれば、県民にとっても分かりやすく大変便利だと思います。日付がズレずにすっきりスタートできるのは良いことだと思います。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、建築住宅課関係について質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほど進捗状況についてご説明をいただいた中で、本事業は今年度で完了予定となっていますが、現状の進捗率がまだ四十何％にとどまっている棟もあったと記憶しています。今年度中に完了するのでしょうか。

建築住宅課長

予定進捗率の基準がありまして、５月末時点において、例えば、Ｃ－２棟の賃貸住宅やＣ－３棟の商業店舗などの工事進捗率は現在３９．５％となっていますが、同時点での予定進捗率は３９．８％となっていました。

したがって、実質的な遅れは０．３％程度にとどまっており、深刻な遅延とは判断していません。現在のところ、今年度末の完成に向けて順調に進んでいるものと認識しています。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で建設部関係の議案に関する審査を終了します。

次に、建設部関係の請願に関する審査を行います。

請願一覧表により審査を行います。

新規の請願であります、請願第３０号「特定利用空港・港湾の指定について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

港湾空港課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第３０号について、質問等ありませんか。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

現況に関するご説明はいただきました。県が説明する案件ではないのでしょうが、実際に県民の皆様に対して説明会等を開いて説明する機会などは、県として考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（会長）

すみません、今、加賀屋委員から質問がありましたが、明日も建設部の所管事項審査の中で、本請願に関連する事項について審査を行う予定ですので、本日の審査においては、現況説明に対する質疑にとどめていただきたいと思います。

所管事項として質疑応答が可能なものについては、明日、質問していただきたいと思いますが……。

加賀屋千鶴子委員（分科員）
　現況の説明に対して……。
委員長（会長）
　本日のところは、現況説明に関する質問にとどめていただきたいと思います。明日、所管事項で……
加賀屋千鶴子委員（分科員）
　請願者が説明を十分にしてと求めているわけですからね。
委員長（会長）
　資料のどの部分ですか。
加賀屋千鶴子委員（分科員）
　請願事項の１番において、県民に広く情報を公開し周知徹底することと記載されていますよね。ですから……
委員長（会長）
　今、質問されたわけですね。
加賀屋千鶴子委員（分科員）
　はい。ですが、そうした質疑についても明日の所管事項審査の中で行う方がよろしいですか。
委員長（会長）
　はい。明日、時間をとり、しっかりと審査を行いたいと考えていますが、委員の皆様いかがでしょうか。本件については、明日の所管事項審査の内容と重なる部分も多々ありますので、明日の審査の中で併せて審査していただいた方が、より深掘りして十分な審査ができると思いますが、よろしいですか。
　【「異議なし」と呼ぶ者あり】
委員長（会長）
　ほかにありませんか。
　【「なし」と呼ぶ者あり】
委員長（会長）
　以上で建設部関係の請願に関する審査を終了します。
　審査の途中ですが、本日の審査はここまでとします。
　本日はこれをもって散会し、明日午前１０時から委員会及び分科会を開き、引き続き、建設部関係の審査を行います。
　散会します。

午後　２時３０分　散会

令和８年６月１９日（金曜日）

本日の会議案件

１　建設部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	加藤蒼士
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会 議 の 概 要

午前　９時５７分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	近藤雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野優
建設政策課長	杉山明生
技術管理課長	千葉政幸
都市計画課長	佐藤節子
下水道マネジメント推進課長	熊谷聡
道路課長	柿崎誠治
河川砂防課長	草彅克昌
港湾空港課長	長岐健
建築住宅課長	土橋吉秀
営繕課長	経徳康之

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

下水道マネジメント推進課長

昨日、加藤委員よりご質問のありました、指定管理者制度に係る債務負担行為の設定額の比較について、県南の大曲及び横手処理区における債務負担額は、前回と比べ６％増と申し上げましたが、正しくは３％増の誤りでした。

また、それに伴う流入量の見込みについても、し尿処理施設などの接続により増える見込みと説明しましたが、正しくは人口減少により減る見込みでした。誠に申し訳ございませんでした。

（※１１ページ及び１２ページの発言を訂正）

委員長（会長）

ただいま、下水道マネジメント推進課長から、昨日の審査における発言を訂正したいとの申出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

よって、下水道マネジメント推進課長からの発言の訂正の申出は許可されました。

ただいまの発言の訂正について、委員の皆様から何かありますか。

加藤鉱一委員（分科員）

金額としては３％増なのですね。昨日、建設部長から、市町村で運営してきた農業集落排水や特定環境保全公共下水道などを県の流域下水道へ順次接続しているとの話がありましたよね。接続を進めたとしても、それ以上に人口減少の影響が大きく、結果として全体の流入水量が減っていく見通しなのでしょうか。

建設部長

これまでは、人口減少による減少分よりも、集落排水等を流域下水道へ繋ぐことによる増加分の方が上回り、全体として流入量が増加していました。

しかしながら、近年は人口減少のスピードが早いこともあり、今後は、農業集落排水等をつないでも、全体の流入量は増えていかない見込みで考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

分かりました。すべてを接続できるわけではないでしょうが、今後もつなげられる要素のある農業集落排水や特定環境保全公共下水道については、引き続き県の流域下水道へ集約していく方針でしょうか。

建設部長

県の流域下水道へ接続した方がメリットになる場合と、既存の農業集落排水施設自体をダウンサイジ

ングして大型の合併処理浄化槽などへ切り替えた方が効果的な場合とがあります。

今後はそうした各手法の比較検討を市町村側でしっかりと行った上で進めていく形になります。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、建設部関係の陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

道路課長

【提出資料「県管理道路の今後のあり方検討事業について」及び「ラウンドアバウト導入社会実験について」により説明】

河川砂防課長

【当日配布資料「秋田圏域河川整備計画の変更について」により説明】

港湾空港課長

【提出資料「公の施設の指定管理者の持続可能な管理・運営のための検討について」及び「特定利用空港・港湾について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明、その他の所管事項及びその他に事前通告があった事項に関する質疑を行います。

質疑は各課一括して行います。

加藤麻里委員（分科員）

道路課にお伺いします。提出資料３ページに賢く縮むことを意味する言葉として、スマートシュリンクと記載があります。いつも感じることなのですが、こうしたスマートシュリンクといった片仮名用語の使用についてです。スマートというと、どこか格好良い印象を受けますが、確かに日本語で賢く縮むと言えば、そういう意味合いとも解釈できます。

しかし、あまり片仮名用語で濁すのではなく、縮小するのであれば縮小すると表すべきです。人口減少に伴い県道の維持管理レベルを見直ししていくわけですので、あまり言葉を飾らずに、県民の皆様に伝わる日本語表現を用いた方が理解を得やすいのではないかと思います。この点について、どうお考えでしょうか。

道路課長

今回、スマートシュリンクと表現した経緯としては、全国知事会において、議題として、行政のスマートシュリンクと表されている背景がありました。

今回、県管理道路の維持管理のあり方を検討するにあたり、今後、スマートシュリンクが一般的な言葉として定着していくであろうと考え、使用した次第です。

加藤麻里委員（分科員）

全国知事会等で使われている背景は十分理解できます。しかし、知事会は知事会として、実際に関係する地域で暮らしている県民目線に立った場合、多くの方々に理解してもらうためには、表現としてやはりスマートシュリンクは適切ではないと感じます。実態に即した分かりやすい表現であるとは思いません。きちんとした日本語で表記していただきたいと思いますので、可能な限りお願いします。

道路課長

今後、具体的な調整については、地元自治体等と行っていくこととしています。その調整の場においては、スマートシュリンクと併せて具体的な内容について、丁寧に説明してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

まず、提出資料３ページにある、検討対象路線・区間の抽出についてお伺いします。抽出条件の①として、現状で沿道人口ゼロの区間が挙げられていますが、今後さらに人口減少が進んでいった場合、県内あちこちで、管理されない県道がどんどん増えていってしまうのではないかとの懸念があります。道路は本来、全体がつながっているからこそ使えるものではないかと思います。このまま進めていくと、道路が寸断されないまでも、管理がなされない道路が広がってしまうことにならないでしょうか。どういった考え方から、この沿道人口ゼロを抽出条件に据えたのか教えてください。

道路課

おっしゃるとおり、道路はネットワークとして相互につながっているからこそ使えるものです。

今回、検討対象路線を抽出するための最初の条件として沿道人口ゼロを挙げさせていただきました。しかし、続く（２）の評価指標の設定と分類化の中で、対象路線における病院や行政施設等へのアクセスの必要性、迂回路の有無といった観点から条件を改めて設定し評価しています。

最終的に沿道人口がゼロの区間であっても、引き続き維持管理を行う区間として残っている路線、区間もあります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

では、単に沿道人口ゼロだけで機械的に判断するのではなく、幾つかの条件から総合的な判断に基づいて抽出を行ったのですね。

道路課長

ご認識のとおりです。一つの条件として沿道人口ゼロを挙げさせていただきましたが、そこからさらに沿道の利用状況等の条件を加味して分類を行っています。様々な観点から検討して、今回の分類を行っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

実際に検討対象として多くの路線や橋梁がリストアップされています。資料３ページには、今年度の予定として、市町村等との調整とありますが、具体的にどう協議を進めていくつもりですか。

道路課長

まずは対象路線が所在する関係市町村と、所管する各地域振興局建設部とで作業を進めます。先ほど申し上げた具体の土地利用状況や、道路の占用物件の有無などを調査した上で調整を図ってまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

現状では、どういった実態で利用されているかを一定程度把握してはいるものの、詳細にまでは至っていないのですね。そうすると、各地域振興局との協議の過程で、今回リストに載っている路線が検討対象から外れることもあるのですか。

道路課長

今回の分類抽出は、あくまでデータや指標に基づいて分類したものです。そのため、今後の詳細な調査の結果、あるいは沿道の土地利用状況によっては、今後も検討を要する区間として残る場合も想定されます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

事情は分かりました。しかし、地域住民の立場からすると、非常に不安な問題です。

例えば、検討対象橋梁として挙げられている、雄物新橋などは、確かに迂回路自体は存在するものの、日常的に通勤、通学で利用されており交通量が多い橋梁です。仮に撤去となれば、周辺道路が混雑することは容易に想像がつきます。そうした生活上重要な橋までが検討対象として挙げられていることに非常に違和感を覚えますし、大変驚きました。

したがって、この評価結果は関係地域の住民にも公表されるものだと思いますので、撤去や維持管理の見直しについては、もう少し慎重に検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

道路課長

ご指摘のとおり、検討対象の１０橋の中には、市街地にある橋梁も含まれています。

提出資料５ページの検討対象橋梁の評価結果をご覧いただきますと、９橋について、判定が撤去＋迂回路整備を検討となっています。この９橋においては単に橋を撤去して終わりということではなく、迂回するための周辺の現道の幅員が狭かったり、交通容量が不足していたりする場合があるため、仮に撤去を行うのであれば、既存迂回路の整備も必要となる意味合いで分類しています。

したがって、市街地における迂回路整備となれば、相当な事業費を要することになり、おっしゃるとおり、現実的にはハードルが高い取組みであることは認識しています。今回はあくまで、周辺に迂回可能な橋梁が存在するか否かに基づいて抽出して評価した結果です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

対象の全ての路線や橋梁の実情を把握しているわけではありませんが、仮に住民の理解が得られて廃止に応じる地域があったとしても、そう簡単に進められる問題ではないと感じます。

今お話があったように、既存の橋を撤去する代わりに新たな迂回路整備が必要になるのであれば、何のために今回見直しを行うのか分からなくなってしまいます。人口が極端に減り、誰も使わない道路であれば理解もできますが、利用者が存在するのであれば、住んでいる方々のためにもきちんと県が管理しなければならないと思います。財政的に厳しい状況で、県だけで維持することが難しいことは理解できますが、であればこそ、国に対して必要な財源の確保をしっかり求めていくべきだ思いましたので、意見として述べさせていただきます。

それから、具体の路線について１点教えてください。資料４ページで、国道１０５号の北秋田区間と仙北区間が挙げられていますが、こちらの見直しも検討されているのでしょうか。

道路課長

こちらの国道１０５号については、現在、国の直轄権限代行事業として進められている、大覚野峠防災事業の完了後に、将来的に旧道となる区間です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

新しく道路を整備した結果、旧道となる部分ですね。先日、県内調査で大覚野峠の新しいトンネル工事現場を視察してきたばかりでしたので、せっかく整備している区間を廃止するのかと一瞬驚いてしまいましたが、旧道となる部分のことだと分かり納得しました。

加藤鉱一委員（分科員）

今後は市町村と協議を進めていく前提で、本日資料が提示されているが、この件は、先ほど課長が話していた、単に振興局と市町村の協議だけで完結するものではない。最終的には関係する地域住民や集落の方々が納得する、廃止や見直しの場合は代替としてこう整備しますといった代替案を示さなければならない。具体的な説明のないまま、振興局と市町村の間だけで決定する進め方はやめていただきたいが、その辺り今後どういったスケジュールを想定しているのか。

道路課長

おっしゃるとおり、将来的に維持管理レベルを変更したり、道路の供用を廃止したりする場合には、道路利用者や沿道住民の皆様へ説明を行い、合意形

成を図ることが必要であると考えています。
現在はその前段階として、まずは市町村と地域振興局建設部との間で、現道の利用実態や沿道の土地利用状況などの詳細を調査して、調整を進める中で、どの時期にどういった方法で住民説明を行ったらよいかについても、市町村と検討してまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今回の検討対象路線には、沿道に住宅がないために抽出されている区間がある。しかし、自民党会派の同僚議員から話を聞くと、例えば、田沢湖に向かう旧西木村から御座石区間は、確かに沿道に民家はないが、観光道路として非常に機能しているとのことだった。
したがって、観光資源としての利用価値も評価指標に含まれていれば、関係自治体との協議も当然行うわけだから、単に民家がないだけで検討対象路線として上がってくることはないと思う。
今回の抽出においては、そうした観光振興の要素が抜け落ちていることを懸念するが、評価指標に観光の観点はないのか。

道路課長

ご指摘の点について、抽出路線の分類評価においては、ダム等のインフラ施設や行政機関へのアクセスに加え、観光地へのアクセス路線か否かについても、評価指標に含めて分類を行ったところです。
ただ、今回の抽出においては、各地域の観光実態をすべて網羅しきれていない部分もありますので、今後、地元市町村等と調整を行っていく中では、そうした観光面での利用実態もしっかりと把握してまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

市町村としても、財政事情は県と同様に厳しいわけだから、極端な話、県道を市町村に払下げして市町村で維持管理してほしいと言われても、これ以上管理道路を増やすことには強い抵抗を示すと思う。由利本荘管内の路線もかなり対象になっているが、私が現場を知っている区間の中には、ここは廃止しても支障ないと思う箇所もある。市町村との協議にあたっては、市町村側の視点も必要だと思う。
それから２点目として、先ほど国道１０５号の話題が出たが、県道や国道の中には冬期間通行止めにしている路線が結構あるよね。新聞などでも報じられるが、冬期閉鎖される道路は、冬場の利用者が極端に少ないから除雪経費を削減するために閉鎖しているのだよな。そうした冬期閉鎖路線と今回の維持管理見直しとの関連性についてはどう考えている。

道路課長

まず１点目の市町村への移管については、今回の検討に含めていません。おっしゃるとおり、県道を市町村へ移管することは、単に県の負担を市町村へ転嫁する形になってしまうため、市町村への移管は選択肢としていません。
２点目の冬期閉鎖区間については、必ずしも交通量が少ないから閉鎖しているわけではありません。国道３９７号や３４２号などは、県境部や峠部において、地形的に冬期の安全な交通確保が困難な区間が含まれているため、冬季閉鎖しています。そうした路線は広域的な道路ネットワークを形成する上で廃止できる性質のものではありませんので、冬期閉鎖区間であるからといって、廃止や供用廃止を検討するものではありません。

加藤鉱一委員（分科員）

個々の路線の話は別として、今後の人口減少や地方交付税の減額、厳しい財政状況を考えた場合、県土の広い秋田県でこれまで通りの水準で道路管理を維持し続けることは困難であるとする総論については、議員含め誰も否定していないと思う。ただ、総論には賛成だが、各論の部分で当然様々な意見や懸念が出てくる。
そこで資料５ページにある検討対象橋梁の評価結果について伺うが、一番上に記載のある大館橋などは非常に交通量が多く、なぜこんな主要な橋が検討対象に入っているのか、撤去などとんでもないと、この前、この地域を地元とする自民党会派の議員から話があった。先ほど加賀屋委員からの質問に対し、迂回路の整備を検討していると答弁していたが、橋梁が一定の耐用年数を迎え、それを架け替えるためには膨大な費用がかかることは理解できる。しかし、地元の議員からは、大館橋のように現に非常に交通量の多い橋がリストアップされてきたこと自体を問題視する声が上がっている。
この表では判定が全て撤去となっているが、現実的に迂回路がない橋梁――大館橋については迂回路もないと思うが、どういった観点と考え方から、撤去・迂回路検討と判定を出しているのか。

道路課長

今回の検討対象橋梁の抽出においては、河川上の橋梁であれば、上下流に代替となる橋梁があるものについて、検討対象としました。
しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、市街地に位置する橋梁については、現存する迂回路の道路幅員が狭かったり、交通容量が不足していたりするケースがあります。そうした場合には、迂回路整備を確実に行った上で撤去を検討する必要があると考えています。
なお、ご指摘の大館橋については、架設から約９０年経過していることもあり、今回検討対象としてリストに抽出されたという経緯があります。

加藤鉱一委員（分科員）

架設から９０年が経過し、老朽化が限界に達している事情は分かる。しかし、当該地域が地元の議員の話によれば、非常に交通量の多い橋とのことだ。机上で一定の年数が経過しているから、機械的にリストアップしたのかもしれないが、本当にこれは撤去しなければいけないのか、架け替えをしなければいけないのかはよく考えなければならない。初めから架け替えを選択肢から外して撤去前提で進める段階ではないはずだから、そうした視点も必要ではないかと言いたいだけだが、その辺りどうだ。

道路課長

ご指摘のとおりです。実際の検討においては、撤去にかかる費用と迂回路の整備費用、現状のまま補修して維持維持していく費用、架け替える場合の費用を比較した上で、総合的に判断する必要があると考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

抽出した路線について評価を行い、維持管理レベルまたは供用廃止を検討といった分類分けがされているが、特に負担が大きいものの１つとしては、やはり除雪だよね。除雪には非常にお金が掛かっていると。だから、地域住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、住民の方々の協力も得ながら除雪を行うなど、市町村との連携も含め、秋田県版の除雪のあり方を模索してもいいのではないかと思う。

冬季の維持管理レベルの見直しには、当然ながら除雪回数を減らす検討も含まれてわけだよね。膨大な除雪費用が掛かっている以上、除雪回数などについて、現在の除雪水準を維持し続けることが難しくなってきている点については、私も十分理解にできる。ただ、除雪に関しては、やはり市町村としては必要なのだとすれば、県と市町村が協力したり、住民の協力が得られるよう工夫したりといった、多様で弾力的な考え方をしていかなければならないと思うが、どうだ。

道路課長

現在、除雪作業の効率化を図るべく、市町村との間で交換除雪を実施している区間があります。今後はそうしたものの拡大なども含めて検討してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今、除雪に関する質疑がありましたが、除雪に限らず、例えば路肩の草刈りといった日常的な管理がされなくなった場合についてお伺いします。雑草が生え放題の状態になれば、クマなどの野生鳥獣対策の観点から懸念が生じるのではないかと思うのですが、その辺りはどう整理されているのでしょうか。

道路課長

草刈りについても、様々なケースを想定しています。例えば、現在年に数回実施している草刈りの作業頻度を若干減らすといった調整も想定しており、全く草刈りを行わなくなるわけではありません。

また、現在も実施していますが、沿道住民やボランティアの皆様にご協力いただいている、ふれあい美化事業もあります。地域の方々のご協力をいただけるようであれば、改めて周知や参加募集を行い、住民の皆様と協働で草刈りを行っていく手法についても併せて検討してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

草刈りについての考え方は分かりました。

それからもう１点、知事が人口の社会減を食い止めたいと言って頑張っている中で、県内各地で道路の供用廃止や橋梁の撤去といったインフラの縮小が現実的に進んでいった場合についてです。

インフラの維持管理が縮小していく地域に、新しく人が移住してくるか、集まってくるかと考えると普通だとやはり――静かな環境を好んで来られるケースもあるのかもしれませんが、基本的にはマイナスの印象を持たれる方が多いのではないかと懸念しますが、その辺りはどう考えていますか。

道路課長

人口減少が進む本県において、現在存在するインフラを、将来にわたって現在と同水準、同規模で維持管理し続けていくことは非常に困難であると考えています。そうした厳しい状況下においては、限られた人材や財源を、より多くの方が利用する主要な箇所へ集中して投資していくことも必要であると考えています。すべての路線、橋梁で現在と同じ管理水準を維持し続けることは現実的に難しく、一定程度の選択と集中が必要になってくるものと認識しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

納得できるわけではありませんが、言わんとすることは理解しました。だからこそ、必要なインフラにしっかりと財源が充てられるようにしていかなければなりませんから、県としてもそうした姿勢で臨んでいただきたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

県管理道路の今後のあり方については、県として極めて苦渋の決断、一歩を踏み出した取組みであると受け止めています。当時の議事録や昨年の議論の場においても、その苦悩が感じられました。

先ほど加藤麻里委員からもご指摘がありましたが、賢く縮むことを意味するスマートシュリンクが、全国知事会等で使われ、今後一般に浸透していくことが予想されるからといって独り歩きしてしまう状況は避けなければなりません。その点については、重ねて配慮をお願いしたいと思います。

さて、先ほどの説明の中で、今回の検討対象路線、区間が提示されましたが、資料３ページの２（１）

検討対象路線・区間の抽出で挙げられた路線延長は、県管理道路の総延長のうち、何％に該当するのでしょうか。

道路課長

検討対象路線の４６９．５ｋｍについては、県管理道路の総延長３，３０５ｋｍのうちの約１４％に相当します。そこから評価、分類を行い、最終的なスマートシュリンク検討区間として設定しました３３４．９ｋｍについては、全体のおよそ１割となります。

鈴木真実委員（分科員）

昨年の１０月に在り方研究会が立ち上げられたと思いますが、こちらの正式名称を改めて教えていただけますか。

【「勉強会」と呼ぶ者あり】

鈴木真実委員（分科員）

正式名称をもう一度教えてください。

道路課長

県管理道路の在り方検討の勉強会。

（※同ページで発言訂正あり）

鈴木真実委員（分科員）

県管理道路の在り方検討の勉強会ですね。

道路課長

申し訳ございません、訂正します。秋田県管理道路の今後の在り方に関する勉強会です。

（※同ページの発言を訂正）

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。その勉強会の中で、先ほどの全体のおよそ１割を検討区間として抽出する結論となったのでしょうか。

道路課長

勉強会においては、抽出に関する条件等についてご議論いただき、おおむねご理解をいただいたものと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

今回資料に提示された道路や橋梁のリストが公表されると、その地域の住民にとっては不安が生じる部分も大きいと思います。

先ほどから多くの質疑がなされていますが、ここに挙げられた路線、橋梁について、必ず見直しや撤去を行うわけではないと理解していいでしょうか。今後、市町村や地域振興局、住民の方々と協議を重ねた上で決めていくとの話でしたが、改めて確認させてください。

道路課長

事業を進めるにあたっては、地元自治体、沿道住民の方々、そして道路利用者の方々との間で合意形成を図った上で実行に移すことが必要であると考えていますので、今後しっかりと議論を重ねてまいります。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど加藤鉱一委員から、総論には賛成であっても、各論になれば反対や懸念の声が数多く出てくるとの指摘がありました。これは公的病院の再編や学校の統廃合などと同様、非常に困難を伴う大変な在り方検討であると感じます。だからこそ、慎重かつ丁寧な議論を通じた合意形成が必要であるため、県側としてスタンスを打ち出していると捉えてよろしいですね。

道路課長

丁寧な説明と議論を心がけてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

資料３ページの４に今年度の予定について記載がありますが、市町村等との調整や事実関係の確認、内容や区間の設定といった記載にとどまっています。いつまでに、何を、どのようにしてといったスケジュールは、もう決めているのでしょうか。関係する地域住民の方々に不安を与えないためにも決めなければならないのではないかと思うのですが、その辺りは決めていますか。

道路課長

今年度内においては、地元自治体との調整や現地の状況調査を進めていく予定としています。

しかしながら、地域ごとに抱える事情や条件が異なりますので、現段階において一律に、いつまでに何を、といったスケジュールは考えていません。それぞれの地域の実情や自治体ごとの協議の進捗状況を見ながら、進め方について地元自治体等と調整してまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

まずは本庁、地域振興局、そして関係市町村が同じテーブルに着いて、調査や協議を進め、今年度内に整えられる部分から調整を図っていく。そして、地域ごとの条件の違いに配慮しつつ、その後のステップとして住民の皆様との調整をしっかり行っていくと理解してよろしいですね。

道路課長

ご認識のとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

この事業は、全国的にも先駆けての挑戦ですが、今後どういった思いで望まれるのか再度確認したいと思います。建設部長、いかがですか。

建設部長

我々道路管理者としては、これまで地域振興や交通安全の確保の観点から道路の整備を行ってまいりました。しかしながら、今後も人口減少は避けることのできない問題であると認識しています。

したがって、今回は、５年、１０年といった長期的なスパンで、維持管理レベルの見直しや供用廃止

に向けた適切な段取りを組んでまいりたいと考えています。これによって、道路財源をしっかりと確保し、必要な箇所の整備を適切に進めてまいります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

ラウンドアバウト導入社会実験について伺います。男鹿市の仁井山交差点に導入、実験を行った上で、今後、県内へ広げていくとの考えなのでしょうか。それとも、各地域振興局から挙げられた候補地８箇所について、順次実験を行っていく方針なのでしょうか。今後どのように進めていくのかと、今回この事業を行うこととした理由について教えてください。

道路課長

今回、各地域振興局からラウンドアバウトの導入候補地を挙げてもらい、その中から男鹿市船川港の仁井山交差点を社会実験の実施場所に選定しました。今回の取組みはあくまで社会実験ですので、仮設の縁石などを配置して、約３ヶ月間限定で実施します。その上で資料にありますとおり、道路利用者や沿線の地元住民の方を対象としたアンケート調査を行い、通行状況や使い勝手などの検証を行ってまいります。実験及びアンケートの結果、特に大きな支障なく運用可能であると確認できれば、将来的にはこの仁井山交差点において本格的なラウンドアバウトの導入を行いたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

交差点の通行ルールや形状が変わるわけですから、実験を行った結果、事故が発生することなどは絶対に避けなければなりません。

資料には男鹿市と連携してチラシ配布等で周知すると記載されていますが、男鹿地域は観光地でもありますので、地元の住民だけでなく、広く周知が必要だと考えます。安全確保に向けた周知を十分に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

道路課長

社会実験の実施に向けて、県と男鹿市に加え、県警本部や男鹿警察署も参加して検討しています。

実験開始に向けた細かな調整はこれからとなりますが、周知期間等においては、現場に警察官に立っていただき、ドライバーへの周知や安全指導を行っていただくことも考えています。そうした体制を整えた上で、安全な通行の確保を行ってまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうした実施形態だと、実態に即した実験にならない気もしますが、分かりました。なによりも事故などだけはないようにお願いします。

加藤鉱一委員（分科員）

ラウンドアバウトについては、自民党会派の議員からもかなり前から提案がなされており、私もずいぶん前に実際の現場を見に行ったことがあります。

これまで秋田県で導入が遅れてきた背景として、中央島の構造物による除雪の難しさから、雪国において機能するのか、懸念があったからだと思います。今回実験を行う男鹿市は比較的積雪が少ない地域かもしれませんが、これまで議員等から必要性を提案されながらも、県として研究や導入が遅れてきたのはなぜなのでしょうか。メリットが見出せなかったのか、降雪への懸念だったのか。また、東北の他県の状況をどう分析した上で、今回、この提案に至ったのか。

道路課長

おっしゃるとおり、本県においても過去にラウンドアバウトの導入を検討していました。ただ、当時は、冬場の除雪作業への支障や見通しの確保、あるいは新たに用地を確保する必要があるといったハードルがあり、適地が見出せずに導入を見送った経緯があります。

しかしながら。近年、全国的に導入が進み、東北においても、山形県などで導入が進んでまいりました。そうした先例では、スノーポールや発光式の視線誘導標を設置して、視認性を確保する取組みが行われていることを確認しました。これにより、本県の積雪環境下においても導入は可能であると判断した次第です。

加えて、令和６年に発生した能登半島地震において、停電により多数の信号機が機能不全に陥った事実があります。ラウンドアバウトは信号機を必要としない構造であるため、災害時においても円滑な交通を維持できる有効性を改めて認識しました。そうした災害対応の観点からも、今回改めて導入候補地を検討、選定したところです。

加藤鉱一委員（分科員）

様々な試行錯誤を経ての提案であることは分かりました。ラウンドアバウトは、一定の用地や交差点形状を確保しなければ設置できない面があります。

一方で、先ほど答弁があったとおり、停電時でも機能する点や、交差点にスピードを出して直進できない構造であるため重大事故を防げる点など、メリットもたくさんあると思うのです。

山形県などの雪国での成功事例もあるわけですから、進取の気性がなかった、遅きに失した感は否めませんが、進める価値はあると思います。ラウンドアバウトの導入については、大分前から話がありましたので、今後この取組みをどう進めていくのか、最後に建設部長の見解を教えてください。

建設部長

過去に検討した際、適地が見出せずに本県での導入が進んでこなかったことは事実です。

ただ、近年の他県における先進事例を見ますと、

雪国での導入事例に加え、大きな回転半径を必要とせず、よりコンパクトな半径でも設置、運用できる事例も出てまいりました。

したがって、そうした大きなコストをかけずに既存の交差点を活用して実施できるのであれば、適地をしっかりと見極めた上で、ラウンドアバウトの導入が有効な箇所については、しっかり進めてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

ラウンドアバウト導入に関して、経緯を紐解いてみますと、実は今から１３年前の平成２５年に、既に議会から導入提案がなされているのです。１３年が経過する中で、建設部として、あるいは秋田県として、適した場所があるか否か、雪国で機能するのかといった様々な検討があったのだろうとは思います。しかし、一歩踏み込んで挑戦する姿勢が欠けていたのではないかとも感じています。今回ようやく踏み出したわけですから、ぜひ今後、８地域振興局管内で積極的に展開していただければと思います。

改めて整理しますが、今回導入に踏み切った理由としては、能登半島地震における停電時の有効性や、山形県など同じ雪国での先例が確認できたため、と理解してよろしいでしょうか。

建設部長

おっしゃるとおり、これまでは県内において適地の有無の面でなかなか導入を決め切れずにいた経緯があります。

しかしながら、能登半島地震における信号停止時の有効性の再確認や、同じ雪国においても導入、運用事例があることを踏まえ、今回本県でも導入へ踏み出すこととしました。

現在、８地域振興局において、それぞれの地域での適地をピックアップしている段階ですので、今後、設置の有効な箇所があれば、しっかり取り組んでまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

今回の男鹿市での実験が県内最初のモデルケースとなるでしょうから、そこでの反省点などを踏まえて、きちんと取り組んでいただきたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

特定利用空港・港湾の指定について伺います。今議会の総務企画委員会での審査内容が今朝の新聞でも報道されていますが、それを拝見したところ、１２月をめどに国へ回答したいと方向性が示されていました。今後、具体的に地域住民や周辺住民に対する説明会などを開催する予定はあるのでしょうか。

港湾空港課長

昨日の総務企画委員会での質疑においても答弁がありましたが、国の意向としては、あくまで可能であれば１２月上旬頃までに回答していただきたいとのことで、１２月までの回答が絶対条件ではないことをまずご理解いただければと思います。

経緯としては、５月１３日に国から説明を受け、今議会の所管委員会において、議員の皆様へまず説明を行っている段階です。同様に、国の説明に同席しました秋田市、北秋田市、男鹿市においても議会への説明が進んでいます。昨日新聞報道がありましたとおり、秋田市では議会へ説明がなされ、議員から何点か質問や意見が出されたと把握しています。また、北秋田市においても今週月曜日に説明し、質疑及び意見はなく、男鹿市においても来週早々に議会へ説明が行われる予定と伺っています。今後はこれら関係市の議員の皆様から出されたご意見を踏まえ、連携して共有を図ってまいります。現段階ではあくまで国から説明を受けた旨の報告であり、今後、関係団体や関係市に対して県から丁寧な説明を行っていく予定です。その中で出される様々なご意見を踏まえた上で、県としてしかるべき段階で的確な判断を下せるよう、検討を進めている状況です。

なお、住民説明会については、国から、原則として、インフラ管理者である県や基礎自治体において対応してほしいと依頼されています。しかしながら、県としては、国にも同席してほしいと要望したいと考えていますので、国に同席を申し入れてまいります。その上で、関係団体への丁寧な説明や、必要に応じた住民説明会の開催等についても検討してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

資料１２ページの質疑応答の概要についてもお伺いします。①の特定利用空港・港湾に指定する必要性に対する国の回答として、近傍に陸上自衛隊秋田駐屯地（第２１普通科連隊）が所在しているためと記載されていますが、これだけでは県民を説得できる理由にはならないと感じます。国からはこれ以上に詳しい説明はなかったのでしょうか。もう少し詳細な指定理由を教えてください。

港湾空港課長

資料１２ページに記載している、近傍に陸上自衛隊秋田駐屯地が所在しているため、災害対応を含む各種事態への対応において利用させていただく可能性があるとの説明にとどまっていました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

その理由だけでは、地域住民の皆様も到底理解、納得できないと感じます。県として、国に対してより詳細な説明を求めていただきたいと思います。

もう一点、実際に特定利用空港・港湾に指定された場合、それに伴ってインフラ整備が併せて実施されるとの説明があったと思います。必要な整備を行う趣旨なのかもしれませんが、具体的にこういった整備を行いたいと国から提案がされているのでしょ

うか。

港湾空港課長

昨日の総務企画委員会での質疑において、ややインフラ整備上のメリットにスポットが当たったやりとりがありました。国の説明会においては、仮に特定利用空港・港湾に指定された場合、指定されていない施設に比べて優先的に整備を進めたい意向はあること、事業進捗に合わせて適切な予算を配分していくことは通常の対応であるが、それに加えて自衛隊や海上保安庁のニーズも加味し、予算措置を検討すること、ただし、増額や減額を約束するものではないこと、これらをご理解いただきたいとの発言が国側からありました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

つまり、自衛隊や海上保安庁が必要だと判断すれば優先的に整備費用が充てられるかもしれないが、地域住民のニーズで整備が進むわけではないと理解してよろしいですか。

港湾空港課長

ご認識のとおりです。

加藤麻里委員（分科員）

特定利用空港・港湾の指定にあたり、インフラ管理者である自治体の合意がなければ指定できないといった場合、本件は、具体的にはどことの合意が必要となるのでしょうか。秋田市ではなく、あくまで秋田県と理解してよろしいのでしょうか。

港湾空港課長

資料１５ページに、円滑な利用に関する確認事項として３項目ありますが、これらを関係省庁とインフラ管理者である秋田県との間で締結します。今回指定対象候補となっている４つのインフラは、いずれも秋田県が管理していますので、最終的な指定への合意判断はあくまで秋田県が行います。

加藤麻里委員（分科員）

国は今までも、全国各地で特定利用空港・港湾の指定に向けた協議を展開されていますが、これまで説明を受けながらも指定を受け入れていない自治体や県はどのくらいあるのでしょうか。

港湾空港課長

そうした指定を拒否した自治体の件数等については国へ説明を求めていますが、そうした数字等は明らかにされていません。

ただ、国が作成した想定問によりますと、空港については、従来の災害派遣や防災訓練等でしか利用できていない事例や、利用を断られた事例があるほか、港湾についても入港に必要な調整を円滑に行うことができず、入港を断念した事例があるといった内容のＱ＆Ａは示されています。

加藤麻里委員（分科員）

それから、資料１２ページに、質疑応答の概要として４つの質疑応答が記載されています。これは県が質問し国が回答した内容だと思いますが、今の話からすると、ほかにももっと質問されていると思います。そうしたものをもう少し載せてもらいたいと思ったのですが、何点ぐらい質問されたのですか。

港湾空港課長

５月１３日の説明会自体は全体で１時間でして、そのうち３０分程度が質疑応答の時間に充てられました。主要な質疑事項としては資料１２ページに記載している４項目が中心であり、その他のやりとりは国の資料に関する確認事項等でした。

加藤麻里委員（分科員）

それから、資料１７ページのＱ＆Ａを見ますと、一見すると大きな懸念はないのではないかと感じさせられる書かれ方をしています。しかし、既に指定を受けている他地域に実態を伺いますと、指定されたことによって米軍艦船が入港してきたり、空港に米軍機が飛来するなど、従来の利用形態とは異なる変化が生じているとの話も耳にします。また、訓練等の回数についても、年数回程度と説明されながら、実際にはそれを上回る頻度で実施されている地域もあるようです。

このＱ＆Ａが作成された当初は記載内容に沿った運用がされていたのかもしれませんが、そうした地域の事例から、Ｑ＆Ａの記載内容と実際の運用が異なっているのではないかとも感じます。県として他の指定空港・港湾における実際の利用状況や実態を調査する予定はあるでしょうか。

港湾空港課長

５月１３日に国から正式な説明を受けた後、公開情報での調査を進めるとともに、直近で打診を受けた神戸市や大阪府などの他自治体とも連絡を取り、情報収集、調整を行っているところです。

国から提示された資料としては今回のものが最新となりますが、他地域において訓練等の頻度が多い事例があることも把握していますので、今後、実際の運用実態については、県としても調査を行ってまいりたいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

秋田県が今後観光でアピールしていこうとしていること等を考えると、空港や港湾で戦闘機等の訓練が日常化すれば、県民や利用者に強い不安を与えるだけでなく、観光等へも影響を及ぼすだろうと思います。また、軍事利用が進むことによって、ジュネーブ条約等の観点から、民間施設としての保護対象から外れ、有事の際に攻撃対象となるリスクが高まる話もあります。

全国一律で、全ての空港、港湾の軍事利用を進めることが日本の外交にとって本当に有益なのか疑問です。秋田県としても、この問題は極めて慎重に検

討し、県民の意見を十分に聴いた上で判断していただきたいと思います。先ほどの説明から、今後、住民説明会も開催していくと受け取りましたが、よろしいでしょうか。

港湾空港課長

住民説明会の開催については、他県の事例や国の意向もありますが、県としては国同席の上で開催できるよう検討してまいりたいと考えています。

また、ご懸念の有事における利用については、仮に武力攻撃事態等の有事となった場合には、資料１７ページにもありますとおり、平成１６年に制定されました、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）が適用され、同法に基づく優先利用の手続きへ移行することとなります。今回の特定利用空港・港湾については、あくまで平素における円滑な利用に関するものです。

しかしながら、平常時の訓練であっても、戦闘機の飛来等による騒音等、地域住民へ影響が生じることはあると思いますので、住民説明会や関係団体への説明を通じて、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

よろしくお願いします。国内法上の整理がそうであったとしても、外国に対して、各地域の民間空港や港湾が軍事利用できる状態に整備していく姿がどう映るのか考えると、自分たちの主張が国際社会で通じるのか、大きな心配を感じます。どうか、今後、他県の運用実態なども調査していただいた上で、受入れ等について判断していただきたいと思います。

港湾空港課長

昨日の総務企画委員会においても、将来の秋田県を見据えて検討してまいりたいとの答弁がありましたので、庁内や関係市と十分に協議を重ね、拙速な判断をすることなく、慎重に検討を進めてまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどのご説明の中で、国からは、これまで自衛隊や海上保安庁が各地の空港や港湾を利用しようとした際に、利用を断られた事例等があるとの説明があったとのことでしたが、実際に当県において、自衛隊や海上保安庁からの要請を断った事例はあるのでしょうか。

港湾空港課長

先ほどの説明は、民間の空港や港湾で、様々な団体による反対があり、なかなか自衛隊がアクセスできない状況があるといった報道もあるが、実際にはどういった事例があるのか、という問いに対する国の回答を紹介したものです。

今回の国の説明会においては、現時点で特定の自治体が受入れを拒否しているわけではないが、まだ受入れの合意に至っていない都道府県が存在するとの説明がなされたところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

特定利用空港・港湾の指定ではなく、平常時や災害時において、空港や港湾を使わせてほしいと要請がされた実績はあるのか、教えてください。

港湾空港課長

昨年度における実績を申し上げますと、秋田空港では、航空自衛隊秋田分屯基地航空救難団秋田救難隊の外来機輸送等での利用が２４回、海上保安庁の訓練が１２回ありました。また、大館能代空港では、自衛隊の訓練が２回、海上保安庁の訓練が２回行われています。なお、両空港へ飛来した自衛隊機はいずれも輸送機やヘリコプターであり、戦闘機ではありません。

また、港湾についても、訓練で年１、２回程度の入港実績があります。これらについては、当然ながら管理者である秋田県として利用を認めている状況でございます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

利用実績を聞いて驚きましたが、そうであれば、あえて今、特定利用空港・港湾として指定せずとも、特段不都合はないのではないですか。

港湾空港課長

現状は、その都度申請を受けて県が許可を出す形で運用していますが、国としては、円滑な利用に関する枠組みを設けることで、災害時などにおいて、より円滑な利用調整が可能となることから、特定利用空港・港湾として指定したいとの意向です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

納得し切れない部分はありますが、話としては理解しました。

先ほどの加藤麻里委員の質疑に対する答弁で、国の説明資料にもあるように、武力攻撃事態などの有事を想定したものではないとのことでしたが、そもそもこの特定利用空港・港湾の施策が推進されてきた背景には、いわゆる安保三文書や、国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議での議論が存在しています。

国がどれほどそうした狙いではないと説明したとしても、防衛力強化や安全保障上の思惑があると捉えざるを得ませんし、だからこそ地域住民の方々が不安を抱くわけです。

したがって、住民の方々へ丁寧な説明を行い、受入れについては慎重に判断していただきたいと意見として述べさせていただきます。

加藤鉱一委員（分科員）

以前に秋田県と防衛省の間で締結された協定は、具体的にどういった内容なの。

港湾空港課長

昭和５９年に、秋田県知事、防衛事務次官及び立会人である雄和町長の三者間において、航空自衛隊航空救難団秋田救難隊の設置運用に関する協定を締結しています。この協定の中に、防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする、との一文があります。これについて、今年５月１３日の説明会において、資料１２ページに記載のとおり、今回の特定利用空港・港湾の指定を機に、当該協定の内容を見直したいとの意向が示されたところです。

加藤鉱一委員（分科員）

ということは、当然ながら、県側から見直しを求めたのではなく、国側から見直しを打診してきたわけだよね。そうすると、将来的には秋田空港において戦闘機の着陸などが行われる可能性も示唆されていると受け止めていいか。

港湾空港課長

ご認識のとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

様々質疑がなされていますが、特定利用空港・港湾へ指定されることによる、地元にとってのメリットやデメリットについて、県としてはどういった考えでしょうか。

港湾空港課長

国の説明においては、災害時などの緊急性が高い局面においても、事前の枠組みにより利用調整が円滑に行えるため、自衛隊や海上保安庁の部隊や救援物資を迅速かつ安全に展開、輸送できるようになる点がメリットとして挙げられています。そうした災害対応力の向上に加え、約束されたものではありませんが、アクセス道路などのインフラ整備が促進される可能性がある点もメリットと考えています。

一方で、デメリットに関しては、これらの施設はあくまで民間利用が主ですので、日常の民間利用への影響や訓練に伴う騒音問題など、周辺の地域住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼし得る点、こういった部分がデメリットであると考えています。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。やはり県民の皆様との十分な議論が不可欠であると考えます。説明では、国からは１２月上旬を目処に可否を決めてほしいと要請されているとのことでしたが、期限に縛られることなく、県民の皆様が十分に納得できる形を目指して取り組んでいただきたいと思います。

港湾空港課長

国から提示されたスケジュール感については、あくまで可能であれば１２月上旬までに可否を検討してほしいという意向であり、絶対にそれまでに回答しなければならないと強制されているわけではありません。そうした回答時期やプロセスについても、まずは県庁内部でしっかりと議論を行い、拙速な判断を避け、関係団体や地域住民への丁寧な説明をしながら検討を進めてまいりたいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

秋田港についてお伺いします。秋田港も特定利用港湾の指定対象候補になっていますが、仮に指定された場合、現在の整備状況においては、追加の整備工事などを実施しなくても、自衛隊や海上保安庁の利用に対応できる状況になっているのでしょうか。

港湾空港課長

秋田港については、整備が進んできています。

しかしながら、自衛隊や海上保安庁の訓練等で利用するにあたり、水深などの面で何らかの課題や支障が生じる場合などには、更なる改修が必要となる可能性はあります。ただし、そうした追加整備が必要か否かについては、最終的には国の判断になると思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

下水道マネジメント課にお伺いします。県南の広域汚泥資源化施設の周辺にお住まいの方から、臭いに関する苦情が寄せられています。昨年の９月議会において、小原議員もこの問題を一般質問で取り上げられており、知事の答弁では、今後、対策の効果を検証するとともに、引き続き対策を講じていくと回答されていました。昨年の質疑以降、どういった取組みを進めてこられたのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

県南地区の広域汚泥資源化事業における悪臭問題については、昨年度、地域住民の方から苦情をいただき、昨秋に１回目の住民説明会を開催しました。その際に対策案をお示しし、今年２月までに対策をしますとお答えしており、本年春に２回目の説明会を開催したところです。

しかしながら、２回目の説明会においても、依然として臭いがするとのご指摘をいただき、住民の方々には大変ご迷惑をおかけしている状況です。２月に実施した対策の効果が表れるまでには一定の時間を要することから、少し様子を見ていただく形となりましたが、春の説明会でもなお苦情をいただいていますので、現在、更なる追加対策を検討して実施しているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それでは、現在は、何ができるか検討を行っている段階なのでしょうか。それとも、すでに追加対策を進めている段階なのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

悪臭の発生源となっている生物脱臭槽の機能を増強するため、脱臭槽内の担体をもみ殻から杉の粉末へ変更する対策を実施し、現在、経過を見ている状

況です。また、今後の対応として、汚泥を発酵させる際に混ぜる菌について、より臭いが発生しにくい菌の使用を検討しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうした対策の途中経過において、臭いの状況は改善されてきているのでしょうか。それともあまり変化は見られないのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

臭気の数値の上では、一定の改善が見られます。

しかしながら、臭いは感覚的な側面が非常に大きく、住民の方々からすれば、少しでも臭うものは臭うとなりますので、数値上の改善にとどまらず、更なる対策を検討してまいります。現在も月に１回、地域の方々の元へ足を運んでご意見を伺いながら対策を進めており、本年秋にも改めて住民説明会を開催し、ご意見を伺う予定としています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

風向きなどの条件も影響するため、完全にゼロにすることは難しいのかもしれません。

しかし、昨年のお盆時期など、帰省客が多く集まるタイミングで、様々な条件が重なって強い臭いが発生し、外にいられないほど大変だった状況もあったようです。これまで自然豊かな環境で暮らしてこられた方々にとって、施設ができたことで悪臭に悩まされる生活は耐えがたいものだと思います。

対策が少しずつ進んでいることは分かりますが、県の責任において、できる限りの対策をしっかりと講じていく必要があります。６月を迎え、また気温が上がり臭気が発生しやすい季節が目前に迫っていますので、早く更なる対策を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

ご指摘のとおり、昨年度も気温が上がってから臭気に関する苦情が増加しました。今年もこれから本格的に暑くなる時期を迎えますので、悪臭対策については、敏感かつ迅速に地域へ足を運び、住民の方々のご意見を伺いながら対策を進めてまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

私も地元が土崎で、向浜の事業所等からの臭い問題などを経験していますので、気温や風向きなどの条件によって悪臭が発生、拡大する大変さはよく分かります。

市町村によっては悪臭防止条例などを制定して厳しく規制している地域もありますが、県として事業者に対し、より踏み込んだ対策の実施を求めることが必要ではないでしょうか。事業者に対する指導や対策要請を一層強化して進めていただきたいと思いますが、最後に見解をお聞かせください。

下水道マネジメント推進課長

事業運営を担う特別目的会社に対しては、これまでも何度も説明を行い、対策を練るよう要請してまいりました。今後も、当該事業者と一体となって地域住民の方々の元へ伺ってご意見をお聞きしながら、更なる改善に努めてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

それでは、最後に、今定例会から議会改革の一環として、常任委員会の所管審査事項における事前通告制が導入されましたので、事前に通告している件について質問します。

昨年２月議会における産業観光委員会において、公営企業課から提出された資料の中に、新型水車の経済産業大臣賞受賞に関する報告がありました。一般財団法人新エネルギー財団が主催する表彰事業の中で最優秀賞にあたる賞であり、大変関心を持って見ていました。この新型水車は、広範囲な流量や落差に対応して運転可能な性能を有しており、公営企業課、早稲田大学、そして秋田市に本社を置く東北小水力発電株式会社の三者連携によって共同開発されたものです。

昨今、地域の方々から、雨が降らずに水が不足して非常に大変だとご相談を多数いただいているところですが、この新型水車は水量が少ない状況下でも発電できる、非常に優秀な性能を備えています。

資料の導入事例によると、県内では実証機として発電所内へ供給しているとあり、その他の導入実績は他県での事例にとどまっているようです。そこで伺いますが、河川砂防課が所管する施設において、今回の発表前後を問わず、実際にこの新型水車が導入された事例はあるのでしょうか。

河川砂防課長

河川砂防課が管理している水力発電施設としては、協和ダムの管理用施設１箇所のみとなっています。先日、産業労働部より、こちらの協和ダム管理用水力発電所は、新型水車を実用化できる規模に合致しているため、将来の設備更新のタイミングに合わせて導入を検討できないかとの相談を受けた経緯があります。

協和ダムの管理用水力発電所は、ダムの建設に合わせて平成１０年度から運転を開始した施設であり、ダム内で使用する電気を賄う目的で、これまでオーバーホールや部品交換など適切な維持管理を行いながら運用してまいりました。発電施設のうち水車本体については、耐用年数が最低５０年、平均７０年とされており、適切に管理されてきたことから、協和ダムの長寿命化計画においても、現時点で水車の更新予定は位置づけていません。

そのため、現段階で協和ダムの管理用水力発電所へ新型水車を導入することは困難な状況です。しかしながら、今後、河川砂防課が管理する施設を活用

した小水力発電の導入相談がありましたら、管理上支障のない範囲で占用許可の手続きを行うなど、再生可能エネルギーの利用拡大に向けて産業労働部と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

今お話のあった、小水力発電の導入相談とは、協和ダムなどではなく、民間の事業者などによる取組みを指しているのでしょうか。

河川砂防課長

ご認識のとおりです。小水力発電は文字通り小規模な水力発電ですので、ダムなどの大規模な構造物を必要とせず、河川の自然な流れなどを利用するものです。民間企業から、小水力発電を行いたいとの相談を受け、設置を許可した事例もあります。

鈴木真実委員（分科員）

本県の地理的条件に大変適した発電方法であり、特に小規模分散型の発電源として非常に有効だと思いますので、公営企業課と連携して積極的にＰＲ活動に努めていただきたいと思います。秋田の技術が詰まった素晴らしい発明ですので、ぜひよろしくお願いします。

関連して１点お伺いします。現在、建設が進められている、成瀬ダムや鳥海ダムにおいても、完成後に発電所が整備される予定と伺っていますが、そちらでこの新型水車が導入される予定はないのでしょうか。

河川砂防課長

成瀬ダム及び鳥海ダムに設置される水力発電所については、公営企業課が設置、管理を行う施設となります。公営企業課へ聞取りを行いましたところ、成瀬ダムについては令和９年に完成し、令和１０年から運用開始を予定しており、すでに機器の製作に入っているとのことでした。従来型の水車の製作が進められているため、成瀬ダムへの新型水車の適用は難しいと回答を得ているところです。

鈴木真実委員（分科員）

事業の進行状況やタイミングがあるため、非常に残念ではありますが、こうした技術や製品が秋田県から誕生していることを広く周知していただき、県としても産業労働部と一丸となって活用が広がるよう強力に後押ししていただきたいと思います。

知事も本件に関する記者会見の場において、国内外への展開、県内産業の牽引につながるように、とコメントされています。知事が常々話されているとおり、何かを生み出したのであれば、それを成果につなげていただきたいと思い質問しました。どうぞよろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

今定例会から、議会改革の一環として事前通告制が導入されたところでありますが、本制度の活用により、議論が深められると思いますので、委員の皆様におかれましては、審査の充実に向け、御活用いただきますようお願いします。

本日はこれをもって散会し、７月２日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午前１１時５４分　散会

労働委員会事務局長　近　江　賢　治

令和８年７月２日（木曜日）

本日の会議案件

１　議案第１４０号
秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

２　議案第１４５号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

３　請願第３０号
特定利用空港・港湾の指定について
（継続審査とすべきもの）

４　所管事項調査の継続　（継続決定）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木真実
副委員長	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	加藤蒼士
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会 議 の 概 要

午後　１時３４分　開議

出席委員

委員長	鈴木真実
副委員長	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	近藤雅
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野優
建設部次長	大亀寛
建設政策課長	杉山明生
会計管理者（兼）出納局長	安杖一
監査委員事務局長	熊谷仁志

委員長
ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

建設部次長（大亀寛）
【自己紹介】

委員長
次に、各委員からの発言通告がありませんので、付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。
付託案件について、討論・採決を行います。
まず、議案第１４０号及び議案１４５号を一括議題とします。
討論を行います。
【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長
討論は、ないものと認めます。
採決します。
議案第１４０号ほか１件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長
御異議ないものと認めます。
よって、議案第１４０号ほか１件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。
次に、請願の取扱いについて決定します。
請願第３０号「特定利用空港・港湾の指定について」を議題とします。
本請願の取扱いは、どのようにしますか。
【「継続審査」と呼ぶ者あり】
【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長
継続審査とする意見と、採決すべきとの意見がありますので、討論を行います。

加藤麻里委員
請願第３０号、特定利用空港・港湾の指定について、採決すべきとの立場で討論をします。
特定利用空港・港湾について、私たち県議会議員には資料が配付され、建設委員会や総務企画委員会で県当局から説明を受け、不明な点については質問をする機会があります。同様に、昨日の総括審査においても、４人の議員が質疑事項として取り上げ、更に深く質問をしました。
このたびの説明を受け、私たちがよく検討しなければならないと感じたことは、指定を受け入れると、回数は少ないとはいえ、空港で戦闘機の訓練が行われ、周辺住民への爆音等、騒音被害や器物の落下などの危険が増すだけでなく、存立危機事態や重要影

響事態といったグレーゾーン事態にも利用される可能性がある施設になる点です。

他国から一方的に日本が攻撃される有事であれば、防衛のための体制がとられるのは当然です。しかし、存立危機事態とは、日本が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国、例えば米国が武力攻撃を受ける、あるいは海外で戦闘を引き起こした場合、たとえ日本が攻撃されていないとしても、秋田空港や大館能代空港から、戦闘機が支援に行くことも可能になるのではないでしょうか。その瞬間、日本が攻撃の対象になることは誰の目にも明らかです。指定を受け入れることは、その覚悟が必要とされる重い決断であると言えます。

県の説明では、県民向けにホームページで公開しているとのことでしたが、パブリックコメントは行う予定はないとのことでした。これでは不明な点や疑問を思ったこと、また、不安を感じても、どこにも、誰にも聞くことができません。回答を聞くこともできません。これでは、県民への周知を徹底したことにはなりません。

宮城県の例ですが、昨年、国から仙台塩釜港を指定したいとの申出があり、今年の２月に、国は、県、関係市町村担当課長の出席の下、一般傍聴が可能な形式で会議を開催し、説明と意見交換を行っていました。そして、閉会後ではありましたが、傍聴者との質疑応答も行った上で、国に回答文書を提出しています。秋田県では、既に国から、県と関係のある市に対しての説明会は行われましたが、改めて住民の不安や疑問を払拭し理解を求めるためにも、空港や港湾の設置自治体の住民を対象とした説明会を行ってしかるべきと考えます。

県は国に対し、一般傍聴も可能な形式で、関係自治体住民に対して丁寧な説明をするよう要請すべきと考えます。

以上の理由から、継続審査ではなく、採決することを求めます。

委員長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、終局したものと認めます。

採決します。

請願第３０号は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者多数であります。

よって、請願第３０号は、継続審査とすることに決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

次に、所管事項についてお諮りします。

所管事項について、閉会中においても調査を継続することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。

この旨議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後　１時４１分　閉会